

菊水町子育て応援プラン

～菊水町次世代育成支援行動計画～

「菊水町子育て応援プラン」の策定にあたって

近年の都市化や核家族化、少子高齢化の進行、女性の社会進出の増大や就労形態の多様化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境にも様々な変化が生じてきています。

特に、少子化の影響は、労働人口の減少や経済成長への影響、高齢化社会の進行に伴う、年金、医療、福祉等の社会保障の負担増、また、家庭や地域社会にも大きな変化をもたらすと心配されています。

国では、少子化の主たる要因である晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力のそのものの低下」という新たな現象による少子化の進行を踏まえ、平成 14 年 9 月に、子育てと仕事の両立支援、さらには、男性を含めての働き方の見直し等を盛り込んだ「少子化対策プラスワン」が制定され、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本町におきましても、平成 16 年 3 月に「菊水町子ども未来プラン～菊水町母子保健計画・エンゼルプラン～」を策定し、また、構造改革特区認定による幼保一元施設「菊水ひまわり園」を民設民営により開設するなど、子どもと子育て家庭の支援に努めてきました。

「次世代育成支援対策推進法」の制定及び「児童福祉法」の一部改正より、市町村では次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務づけられました。この法律を受けて、今回「菊水町子育て応援プラン～菊水町次世代育成支援行動計画～」を策定いたしました。

この計画策定を契機として、先の母子保健計画・エンゼルプランを発展継承し、『子どもが元気で安心して生活できる』まちづくりを目指し、町民の皆様とともに効果的な施策の推進に努めていきたいと考えています。今後、より一層のご理解と積極的なご参加、ご協力をお願い申し上げます。

最後に計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました「菊水町次世代育成行動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位、並びにアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 17 年 3 月

菊水町長 前淵 治



菊水町子育て応援プラン 目次

「菊水町子育て応援プラン」の策定にあたって	3
-----------------------------	---

はじめに

1. 計画策定の趣旨	7
2. 計画の位置づけ	9
3. 計画の期間	10
4. 計画の対象	11
5. 計画の策定体制	11
6. 計画の策定手順	12
7. 計画の進行管理	14

総 論

1. 計画策定の背景	15
(1) 少子化の動向	15
(2) 家族や地域の状況	20
(3) 子どもの状況と子育ての実態	22
2. 少子化の流れを変えるための課題と方向	31
3. 計画の基本方向	33
(1) 計画の基本方針	33
(2) 計画の基本目標	34
(3) 基本的な視点	35
(4) 計画の体系	36

各 論

1. 子ども、子育て家庭への支援を推進していくための	
重点的取り組み	37
【topic】 幼保一元化（保育園と幼稚園の一体化）へ向けた取り組み	
2. 基本計画	42
（1）地域における子育ての支援	42
（2）母性と子どもの健康の確保・増進	50
（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
（4）子育てを支援する生活環境の整備	60
（5）職業生活と家庭生活との両立の推進	62
（6）子どもなどの安全の確保	62
（7）要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	65
3. 特定 14 事業の目標事業量	70
4. 計画を推進する体制の整備	72
（1）住民参加による計画の推進	72
（2）“次世代育成支援行動計画推進委員会”の設置	72
（3）庁内の推進体制の構築	72

資 料

関係者一覧	73
子育て関係連絡先一覧	74

はじめに

1. 計画策定の趣旨

わが国において、少子化が深刻な問題として取り上げられるようになったのは、平成元年（1989 年）の「合計特殊出生率」（女性が一生の間に産む子どもの平均数）が 1.57 を記録したことがきっかけとなっています。それまでの最低値は丙午（ひのえうま）にあたる昭和 41 年（1966 年）に記録された 1.58 でした。平成元年の数値はこの丙午にあたる年の例外的な数値をも下回ったため、当時大きな衝撃が走りました。その後も少子化傾向には歯止めが掛からず、平成 15 年（2003 年）には 1.29 を記録しました。この数値もマスコミで「初めて 1.3 を切った」と大きく報じられました。

一般的に、国の人口を維持していく合計特殊出生率の水準は 2.08 といわれますが、それを大きく下回っているのが現在の日本の姿です。

このため、国はこれまでさまざまな少子化対策・子育て支援策を打ち出してきました。平成 6 年の「エンゼルプラン」、平成 11 年の「新エンゼルプラン」は、子どもを生みたい人が生めるようにする環境づくりを目指した取り組みです。また、平成 14 年（2002 年）の「少子化対策プラスワン」は、子育てと仕事の両立支援を中心とした従前の対策に、「男性を含めた働き方の見直し」などを加えたものです。

本町においても少子化が進行しており、0～14 歳の年少人口の割合が昭和 55 年には総人口の 18.8%（1,378 人）でしたが、平成 15 年には 12.4%（826 人）まで減少しています。

そこで、平成 16 年 3 月に「菊水町子ども未来プラン（菊水町母子保健計画・エンゼルプラン）」を策定しました。この中では、「菊水町の子どもが元気で安心して生活できる」という基本方針のもと、「自分の生命を大切にできる子どもになる（生命尊重）」「将来一人でも生活できる（自立できる）子どもになる」「子どもが病気や障害があっても安心して生活できる」「親が安心して子育て、仕事ができ、ゆとりを持って楽しく子育てができる」という 4 つの目標を掲げています。

さて、平成 15 年 7 月に国は少子化の流れを変えるため、「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定しました。これはすべての地方自治体と従業員 300 人を超える企業に行動計画の策定を義務づけるもので、

平成 17 年度以降に実施される少子化対策の実効性を高めることを目的とした平成 26 年度までの時限立法です。

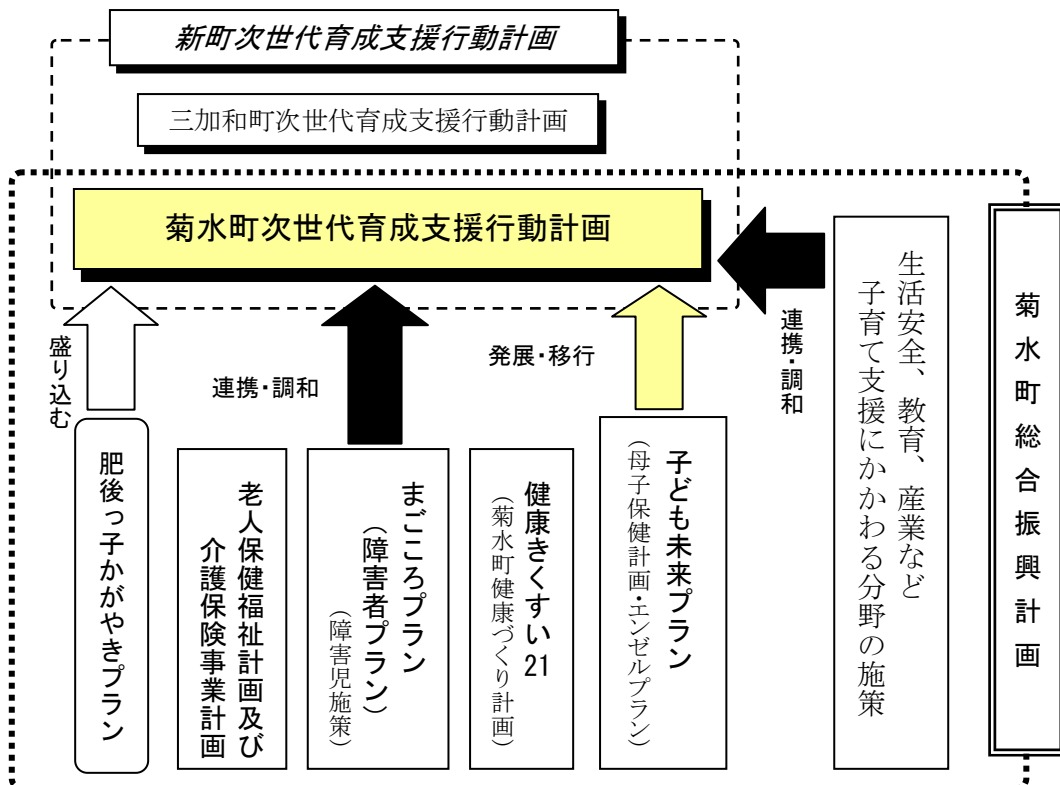
「菊水町子育て応援プラン（菊水町次世代育成支援行動計画）」は、これらの法律が施行されたことを受けて策定したものです。前述の「菊水町子ども未来プラン（菊水町母子保健計画・エンゼルプラン）」の取り組みを継承しつつ、また、教育や労働などの関連分野での取り組みも含んだかたちで、さらに内容を具体化しました。

子どもが健全に生まれ育つための環境整備は、その地域社会が継続して発展するための原動力と言えます。本計画が、町の新しい地域づくりを担うと言っても過言ではありません。菊水町では、町の将来を担う子どもの健全な育成、そして子育て家庭の支援に町全体で取り組むための指針として、本計画を積極的に進めていきます。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法第8条第1項」(※)に規定された、すべての子育て家庭を対象に、本町が取り組む子育て支援策の方向や目標を定めたものです。
- 本町が平成16年3月に策定した「菊水町子ども未来プラン(菊水町母子保健計画・エンゼルプラン)」の取り組み・進捗状況を踏まえ、発展的に引き継ぐとともに、「県就学前教育振興プログラム(肥後っ子がやきプラン)」の内容を盛り込み策定しました。
- 「菊水町総合振興計画」に基づき、「健康きくすい21」や「菊水まごころプラン(障害者プラン)」、「菊水町老人保健福祉計画」などとの調和を図りながら、子どもと子育て家庭への支援に関する生活安全分野、教育分野、産業分野その他関連分野の取り組みを包含するものとして体系づけ、策定しました。
- 現在、菊水町、三加和町で合併に向けた協議が進められていますが、合併した場合は、それぞれの町が策定した次世代育成支援行動計画の集合体を新しい自治体の計画とします。なお、本計画は、新しい自治体における地域計画として位置づけることになります。

■他計画などとの関係フロー図



※「次世代育成支援対策推進法第8条第1項」

第8条（第1項） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3. 計画の期間

次世代育成支援行動計画は前期計画と後期計画に分かれており、本計画は平成17年度から21年度までの5年間を期間とする前期計画にあたります。なお、菊水町、三加和町の2町が合併した場合には、本計画と三加和町の計画の集合体を新しい自治体の計画とします。

また、前期計画の最終年度にあたる平成21年度を計画の見直し時期とし、同年度中に見直し作業をおこないながら、並行して後期計画の策定作業を進めます。後期計画の期間は平成22年度から26年度までの5年間で、新しい自治体の新たな計画となります。

■計画の実施期間

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画	策定作業	計画遂行									
後期計画						見直し作業	計画遂行				

4. 計画の対象

本計画は、子ども、その子どもを取り巻く行政、学校、企業、家庭、地域社会など、さまざまな主体を対象とします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の2つの組織を設置し、策定作業を進めました。

○菊水町次世代育成支援行動計画策定委員会

町内の子育てなどに関わる団体や機関の代表 15 人で構成された委員会です。子どもや子育て家庭に対する支援策の検討において、総合的な観点から広く住民の声を反映させるための場として設置したものです。平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月まで全 4 回の会議を開き、住民の視点で本計画の基本方向や具体的に取り組むこと、目標事業量などを協議しました。

○菊水町次世代育成支援行動計画庁内部会

子ども、子育て家庭への支援に関わる分野の業務を担当する本町職員代表 17 人で構成された部会です。子育て支援に関する施策・事業の現状と課題を把握・整理し、策定委員会の協議結果を可能な限り反映するかたちで、今後の方向を打ち出しました。また、複数の施策・事業にまたがる取り組みについては、施策・事業間の調整や連携策について検討し、その結果を計画に盛り込みました。

6. 計画の策定手順

本計画は、以下のフロー図に示す手順で策定しました。

●平成 16 年 1 月

○ニーズ調査実施により、子ども、子育て
家庭の現状、サービスへのニーズを把握

○統計データから、少子化の動向など
町の現状を把握

○「菊水町子ども未来プラン（菊水町
母子保健計画・エンゼルプラン）」の
進捗状況を把握

●平成 16 年 7 月 第 1 回策定委員会会議
・町の少子化の動向、ニーズ調査結果などの把握

○課題の整理

●平成 16 年 8 月

○特定 14 事業の目標事業量見込み数値の決定・報告

○基本理念・キーワード・基本目標の設定

○重点施策の検討

●平成 16 年 10 月 第 2 回策定委員会会議
・特定 14 事業の目標事業量の設定について
・町の子育て支援策の現状・課題の把握
・計画の基本構成、基本方向について意見交換

○具体的施策の検討（事業目標量の設定）

○計画素案の作成

●平成 17 年 1 月 第 3 回策定委員会会議
・計画素案の検討

●平成 17 年 3 月 第 4 回策定委員会会議
・計画書の検討、承認

○計画の決定・公表

□菊水町次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について

本計画に盛り込むべき施策の内容、特に子育て支援サービスの質・量的なニーズを把握するために、平成 16 年 1 月 26 日から同年 2 月 10 日にかけて就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象とした 2 種類の調査を実施しました。

■就学前児童の保護者対象調査

【調査対象】

菊水町に居住する就学前児童の保護者

【調査方法】

菊水町に居住する就学前児童（平成 16 年 1 月 8 日時点）をすべて抽出し、その保護者に保育所・幼稚園を通じて、または民生委員・児童委員を通じて調査票を配布して実施した。

【調査項目】

①平日の保育状況について ②平日の保育サービスの利用意向について
③土・日・祝日の保育サービスの利用意向について ④対象児童の病気時の対応について ⑤対象児童を泊まりがけで家族以外に預けることについて ⑥対象児童の一時預かりのことについて ⑦子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向について ⑧子育てに関する悩みや不安感について ⑨対象児童の生活について ⑩母親の勤務状況などについて

【有効回答数（有効回収率）】

有効回答数 213 票（有効回収率 91.0%）

■小学生児童の保護者対象調査

【調査対象】

菊水町に居住する小学生児童の保護者

【調査方法】

菊水町に居住する小学生児童（平成 16 年 1 月 8 日時点）をすべて抽出し、その保護者に小学校を通じて調査票を配布して実施した。

【調査項目】

①平日の放課後の過ごし方について ②土曜日・休日の過ごし方について
③放課後児童クラブの利用希望について ④対象児童を泊まりがけで家族以外に預けることについて ⑤子育て支援サービスについて ⑥子育てに関する悩みや不安感について ⑦対象児童の生活について ⑧母親の勤務状況などについて

【有効回答数（有効回収率）】

有効回答数 267 票（有効回収率 91.8%）

7. 計画の進行管理

本計画を策定するにあたり、住民のみなさんから、子育て支援について日ごろ抱いておられる思いや、こうあるべきだという具体的なご意見・ご要望をいただき、それらをできる限り反映するように心掛けました。

本計画は住民のみなさんのご協力が得られたからこそ策定できた次第ですが、今後は、この計画がどのようなかたちで実行に移されているかを点検・評価する進行管理作業が必要になります。引き続き、計画の点検・評価におきましても、住民のみなさんのご協力をいただきたいと考えております。

そこで、計画に定めた目標事業量の達成状況などを定期的に点検・評価する作業を担当していただくため、「菊水町次世代育成支援行動計画策定委員会」と同様の住民参加型組織を設置したいと考えています。点検・評価の結果は、分かりやすいかたちで広く住民のみなさんに公表します。

総 論

1. 計画策定の背景

国勢調査結果や県、本町の統計データ、またニーズ調査結果から、本町における少子化の動向とその特徴、計画の対象となる子ども、その保護者の状況などを明らかにしました。

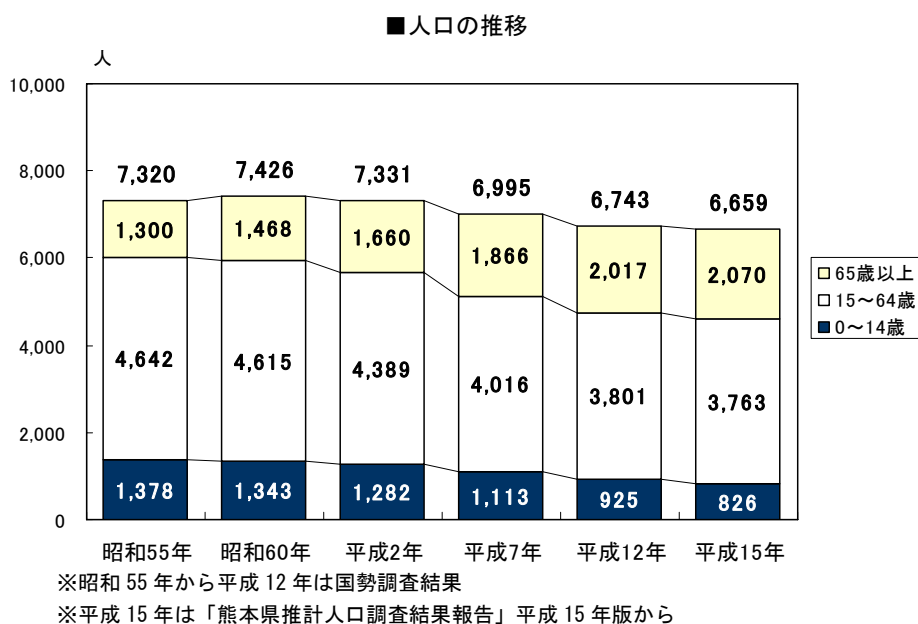
(1) 少子化の動向

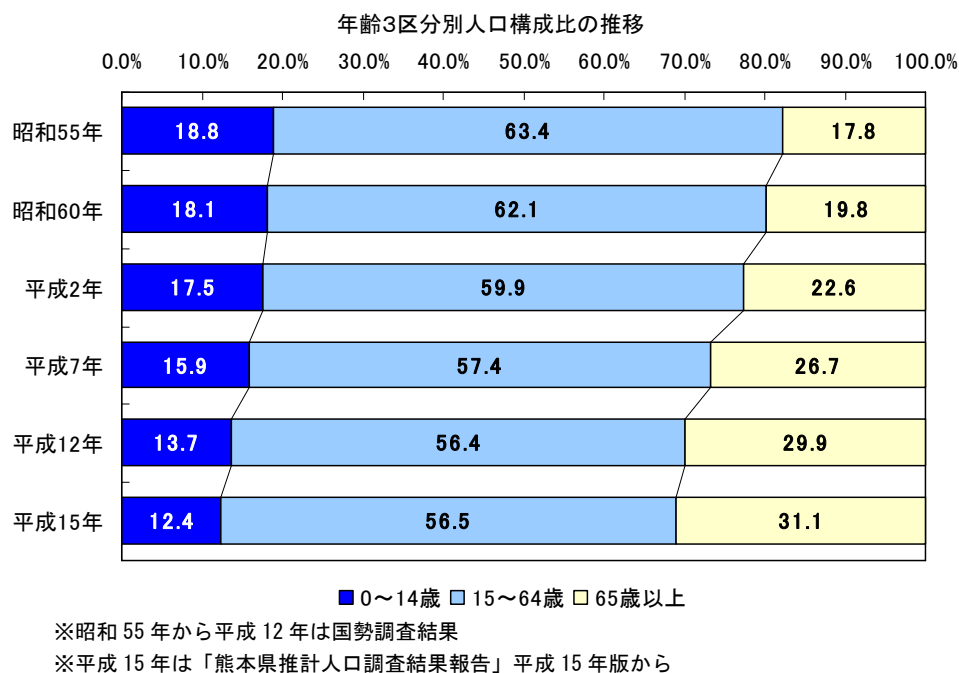
○少子高齢化が進展、年少人口は 12.4%に低下

多くの市町村同様、菊水町においても少子高齢化が進展しています。町の総人口も、国勢調査の結果を見ると昭和 60 年（1985 年）以降徐々に減少しています。

0～14 歳の年少人口は昭和 55 年以降減少し続け、65 歳以上の老年人口が増え続けています。平成 15 年（2003 年）の総人口に対する 0～14 歳人口の比率は昭和 55 年の 18.8%に比べて 6.4 ポイント減少し、12.4%となっています。

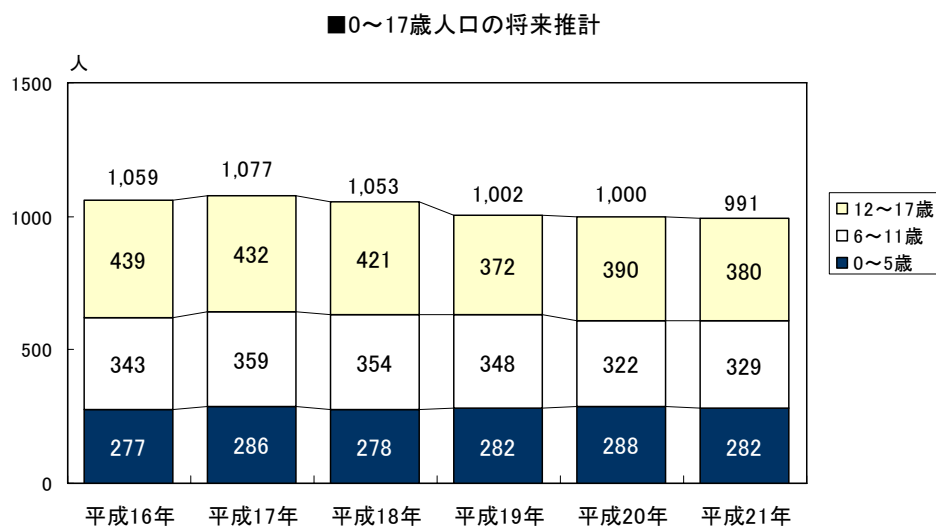
また、子どもの減少が長期にわたる影響で、町の経済や地域社会を支える 15～64 歳の生産年齢人口も減少しています。





○子どもの数は、今後も減少することが見込まれる

菊水町の子どもの人口が今後、どのように推移するか、町の統計データを基に推計してみると、平成 17 年以降も減少することが見込まれます。平成 16 年 3 月 31 日時点に比べて、平成 21 年は、0～5 歳人口が 1.8%増ですが、6～11 歳人口が 4.1%減、12～17 歳人口が 13.4%減となっており、特に 12～17 歳人口が大きく減少すると見られます。



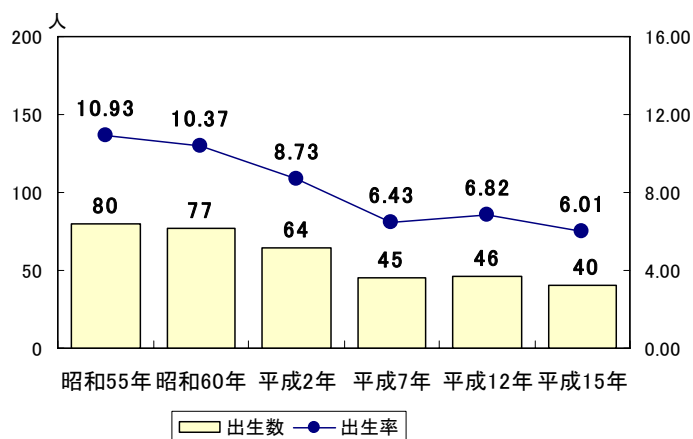
※平成 11～15 年の住民基本台帳年齢別人口及び出生率からコーホート変化率法で推計
 ※各年 3 月 31 日時点

○出生数、出生率、合計特殊出生率とも低下

本町の少子化の進展は、出生数の推移からもみることができます。昭和 55 年の出生数は 80 人でしたが、以降徐々に減少し、平成 15 年には 40 人となっています。あわせて、出生率（出生数÷各年 10 月 1 日時点の総人口×1,000）も同様の推移をみせています。

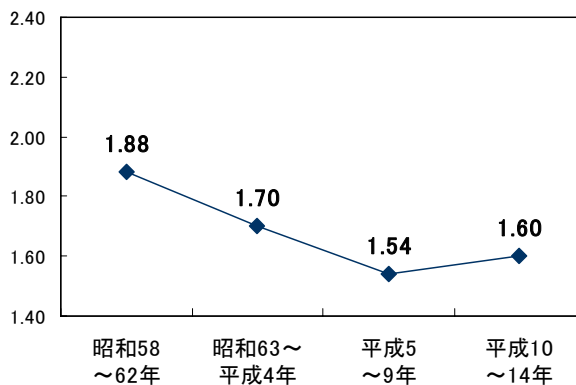
女性が一生に間に生む子どもの平均数の目安となる合計特殊出生率も低下傾向にあり、昭和 58 年から平成 14 年まで 5 年間隔の平均値で推移をみると、昭和 58～62 年は 1.88 ですが、平成 5～9 年は 1.54 まで下がっています。平成 10～14 年には 1.60 とやや持ち直していますが、それでも、この値は人口を維持するのに本来必要とされる 2.08 を下回っています。

■出生数と出生率の推移



※平成 2 年以前は熊本県衛生統計年報（熊本県健康福祉部）から
 ※平成 7 年以降は住民基本台帳から

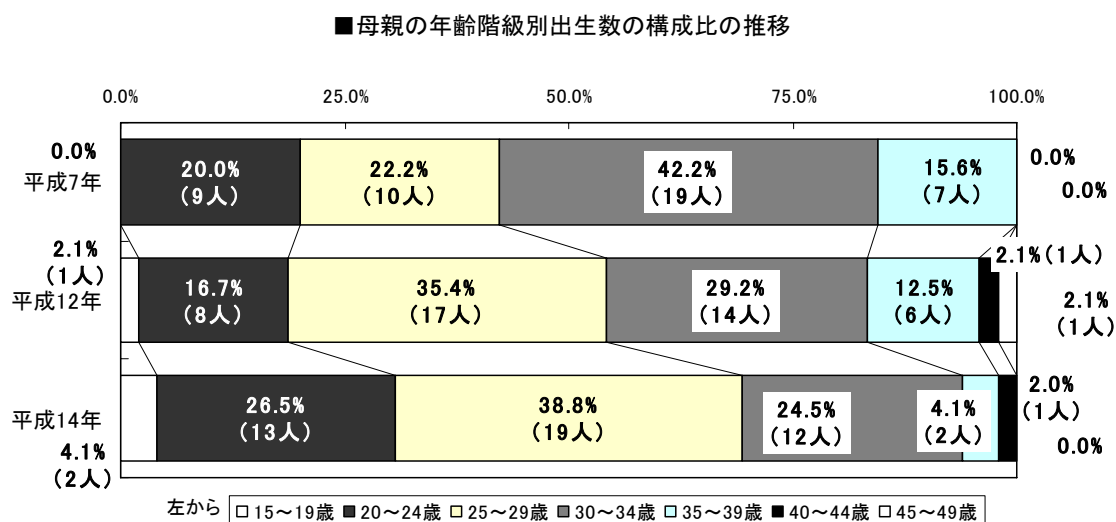
■合計特殊出生率の推移



※人口動態統計特殊報告（厚生省大臣官房統計情報部）から

○出産は 20 歳代後半が中心

平成 7、12、14 年の 3 時点で、出生数における母親の年齢階級別構成比をみると、平成 7 年を除いて 20 歳代後半の出生数の比率が高くなっています。また、この 3 時点のみに限れば、30 歳代の出産数の割合が減少し、20 歳代の出産が増えています。



※熊本県衛生統計年報（熊本県健康福祉部）から

※（ ）内数字は出生数

○25 歳以上の男女の未婚率が上昇、晩婚化の方向へ

昭和 55 年と平成 12 年を比較すると、25 歳～39 歳の男女の総数は減っているにもかかわらず、未婚者数が増えている階級が見られ、平成 12 年の総数に占める未婚者数の構成比（未婚率）が上昇しています。

中でも、25～34 歳女性の未婚率が各階級とも 25 ポイント以上増と大きく上昇しています。男性では、30 歳代の未婚率が上昇しています。このように、晩婚化が進行しているようです。

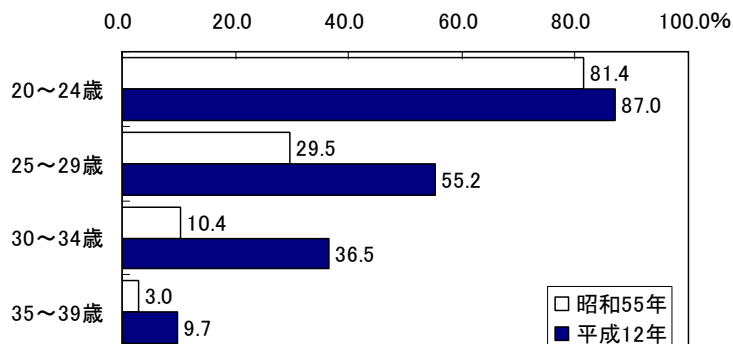
■男女の年齢階級別（20、30歳代）総数と未婚者数の比較
（昭和55年と平成12年）

		昭和55年		平成12年	
		総数	未婚者数	総数	未婚者数
20～24歳	男性	172	157	148	130
	女性	188	153	131	114
25～29歳	男性	207	122	131	93
	女性	200	59	134	74
30～34歳	男性	196	47	107	43
	女性	230	24	137	50
35～39歳	男性	192	15	163	40
	女性	200	6	185	18

※国勢調査結果

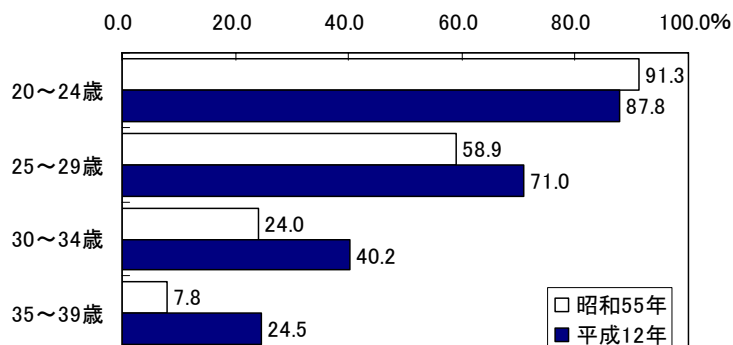
（単位：人）

■女性の年齢階級別未婚率の比較（昭和55年と平成12年）



※国勢調査結果

■男性の年齢階級別未婚率の比較（昭和55年と平成12年）



※国勢調査結果

（２）家族や地域の状況

○出生数は死亡数を下回って推移

平成12年度以降の人口動態の推移をみると、平成14年度を除いてマイナスになっています。自然動態は、いずれの年度も死亡数が出生数を上回っていますが、一方で、社会動態は平成15年度を除いて転入数が上回っています。

■人口動態の推移

人口動態の推移

	人口動態 総数	自然動態			社会動態				
		自然増	出生	死亡	社会増	転入		転出	
						県内	県外 その他	県内	県外 その他
平成12年度	-39	-48	33	81	9	145	82	141	77
平成13年度	-5	-30	47	77	25	164	68	113	94
平成14年度	13	-23	53	76	36	169	93	143	83
平成15年度	-92	-59	36	95	-33	119	89	152	89

単位：人

○一般世帯数は増加しているが、子どもがいる世帯数は減少

出生数の減少とマイナスで推移する自然動態などに伴って、子どもを取り巻く環境も変化してきています。昭和55年と平成12年の世帯数を比較すると、一般世帯数は増加していますが、子どもがいる世帯数は大きく減少しています。

昭和55年当時、6世帯に1世帯あった6歳未満の子どもがいる世帯は、平成12年には、ほぼ10世帯に1世帯となっています。

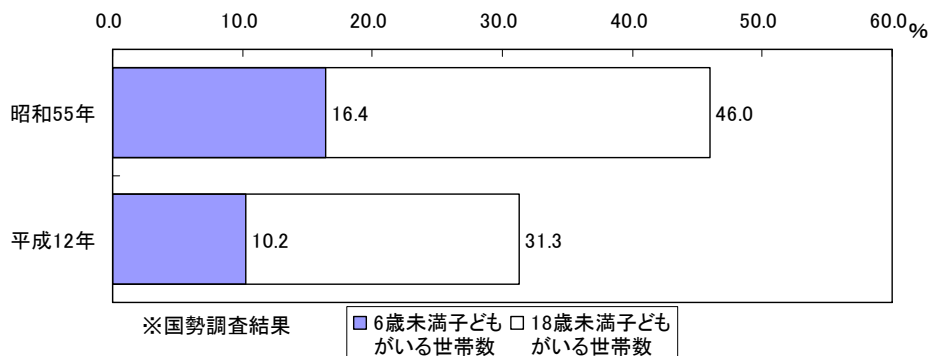
■一般世帯数と子どもがいる世帯数

	一般世帯数	6歳未満子ども がいる世帯数	18歳未満子ども がいる世帯数
昭和55年	1,893	311	871
平成12年	1,995	204	624

※国勢調査結果

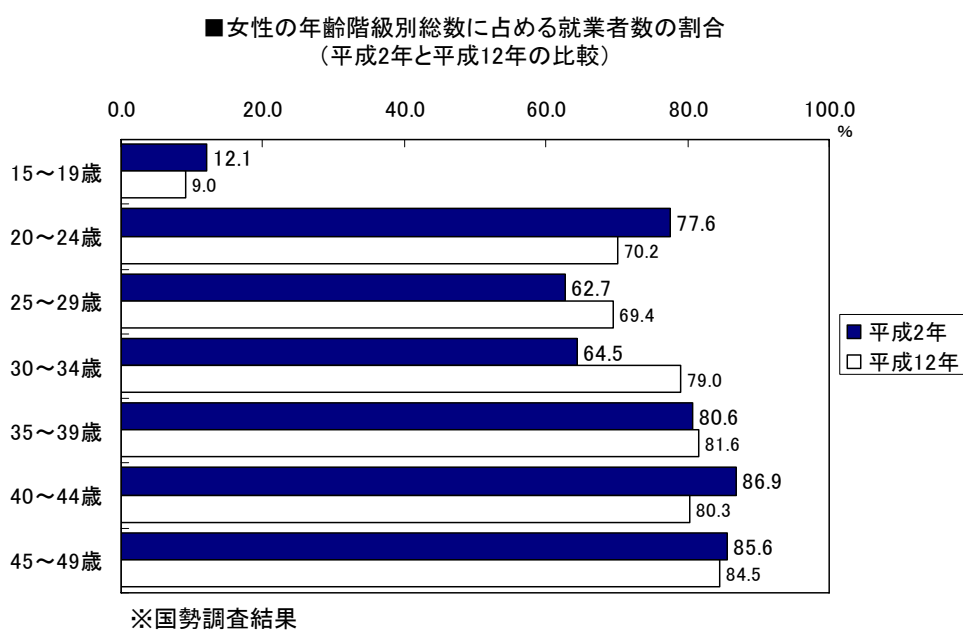
単位：世帯

■一般世帯数に占める子どもがいる世帯数の割合 (昭和55年と平成12年の比較)



○25～39 歳の女性の就業率が上昇

平成 2 年と平成 12 年の女性の年齢階級別総数に占める就業者数の割合を比較すると、平成 12 年は 25～39 歳の各階級でその割合が高くなっています。このことから、女性の社会進出が進んでいることが分かります。特に、出生数における母親の年齢階級の構成比が高い 20 歳代後半で 6.7 ポイント、30 歳代前半で 14.5 ポイントも上昇しています。



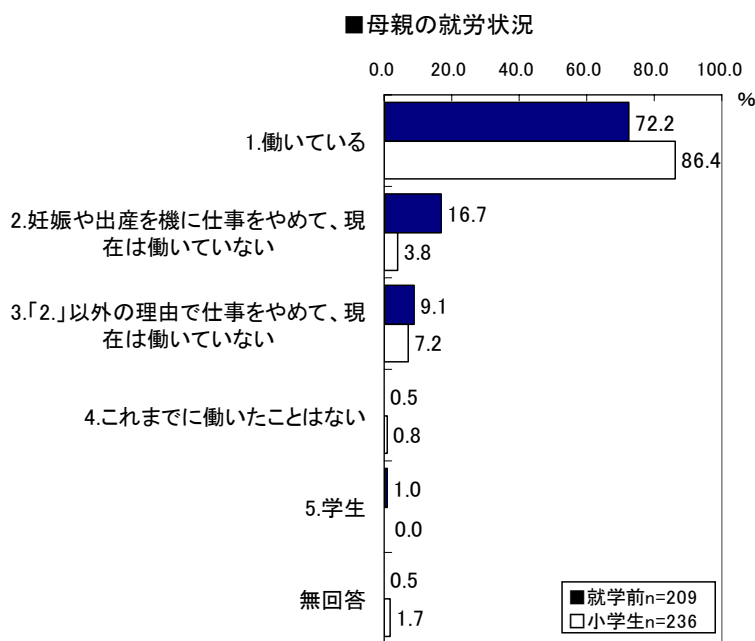
(3) 子どもの状況と子育ての実態

1) 保護者の状況

○母親の7割以上が仕事をしている

平成16年1月に実施した調査結果によると、主に子どもの身の回りの世話をしているのは、「母親」が多く、就学前児童の保護者で85.0%、小学生児童の保護者で89.4%を占めています。

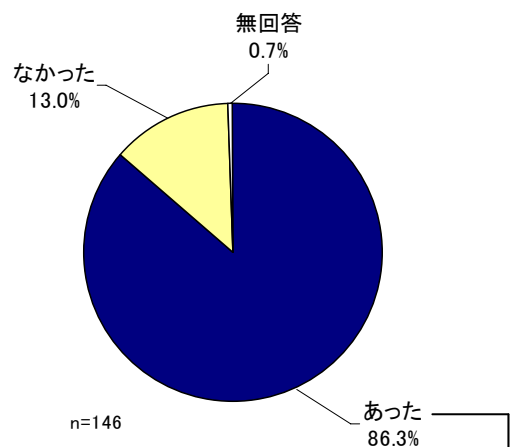
子どもの母親で、「働いている」人は、就学前児童の保護者で72.2%、小学生児童の保護者で86.4%に上っています。このうち、「アルバイト」と「正社員・正職員」がどちらも4割を超えています。



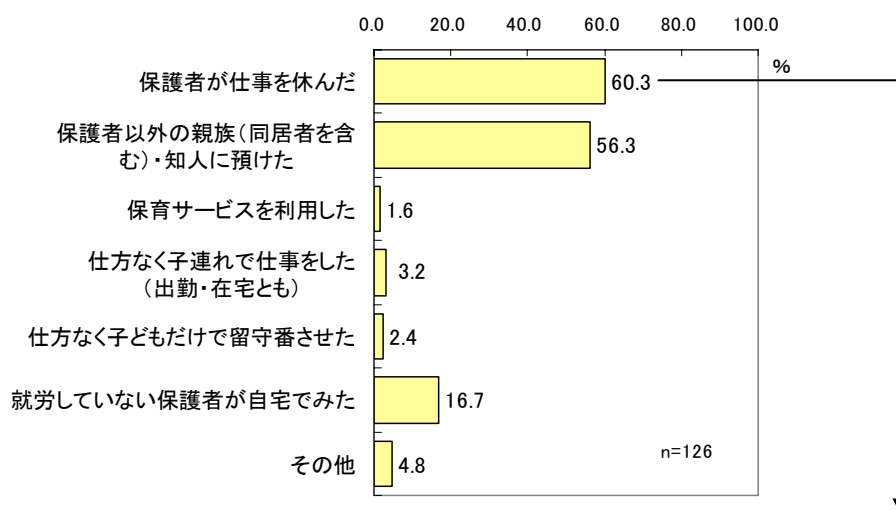
○子どもの病気で、仕事を休むのが難しかった人は6割以上

平成16年1月に実施した調査結果によると、就学前児童の保護者で、この1年間に子どもが病気のため、認可保育所、幼稚園、認可外保育施設等を休まなければならなかったことがあった人は86.3%を占めています。このうち、対処方法として「保護者が仕事を休んだ」という人は60.3%を占めており、その場合に仕事を休むのが「非常に困難だった」と回答した人は19.7%、また、「どちらかというとな困難だった」と回答した人は43.4%となっています。子どもの病気を理由に、多少にかかわらず仕事を休むことが難しかった人は6割以上に上っています。

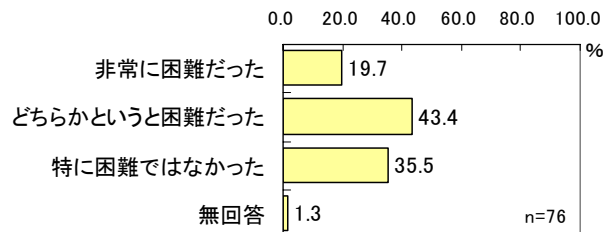
■この1年間に、子どもが病気で保育所等を
休まなければならないことがあったか
(就学前児童の保護者対象調査)



■その時の対処方法
(就学前児童の保護者対象調査、複数回答)



■仕事を休むことの困難度
(就学前児童の保護者対象調査)

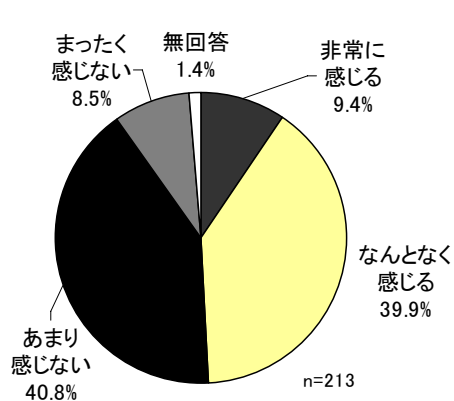


○子育ての不安感や負担感をもっている人は約半数

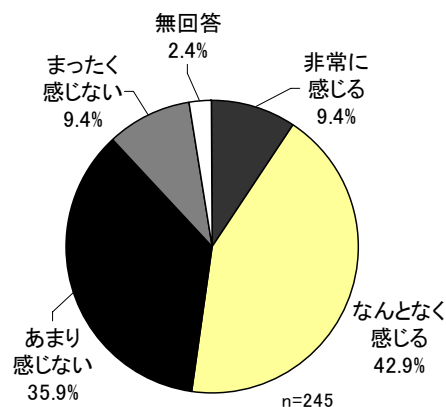
平成 16 年 1 月に実施した調査結果によると、子育てに関して不安感や負担感を感じている（「非常に感じる」＋「なんとなく感じる」）保護者は、就学前児童の保護者で 49.3%、小学生児童の保護者で 52.2%に上っています。

また、就学前児童の保護者を対象にした調査結果から、働いている母親と働いていない母親に分けて、不安感や負担感を感じている人をみると、働いている母親で 47.7%、働いていない母親で 50.9%となっており、働いていない母親で不安感や負担感を感じている人の割合の方が高くなっています。

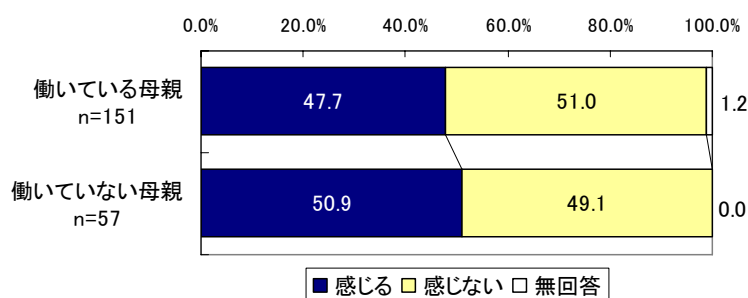
■子育てに関する不安感や負担感
(就学前児童の保護者対象調査)



■子育てに関する不安感や負担感
(小学生児童の保護者対象調査)



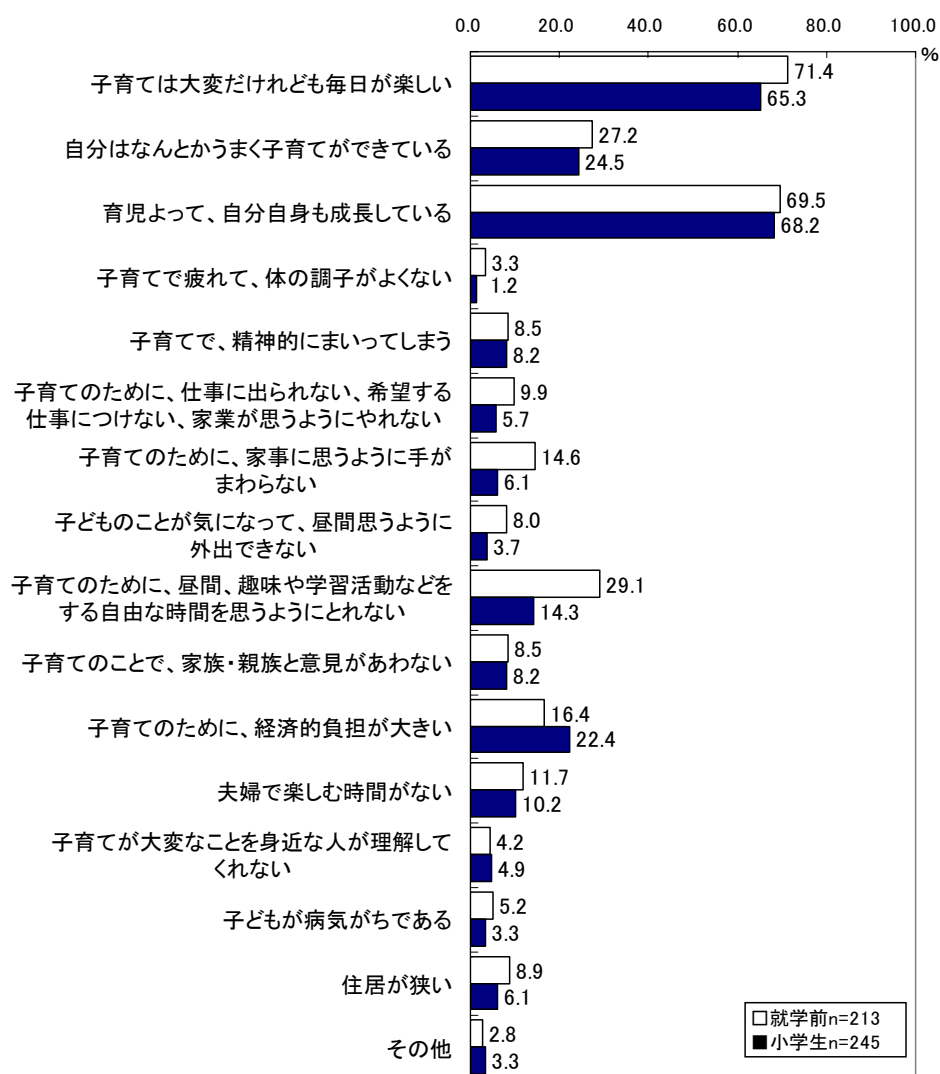
■働いている母親と働いていない母親の不安感・負担感
(就学前児童の保護者対象調査)



○「子育ては楽しい」けれど、「自由な時間がとれない」「経済的負担が大きい」

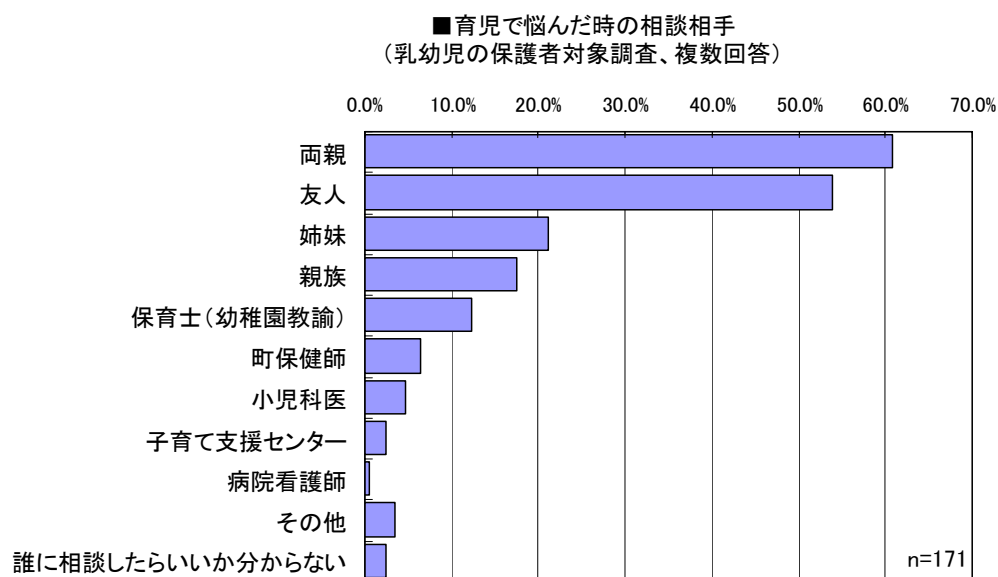
平成 16 年 1 月に実施した調査結果によると、子育て中の保護者が日ごろ、子育てについて感じていることは、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者とも「子育ては大変だけれども毎日が楽しい」「育児によって、自分自身も成長している」と、子育てをプラス方向に考えている人が 60%を超えています。一方で、就学前児童の保護者では「子育てのために、昼間、趣味や学習活動などをする自由時間を思うようにとれない」と感じている人が 29.1%に上っています。小学生児童の保護者では「子育てのために、経済的負担が大きい」と感じている人が 22.4%に上っています。

■子育てについて日頃、感じていること(複数回答)



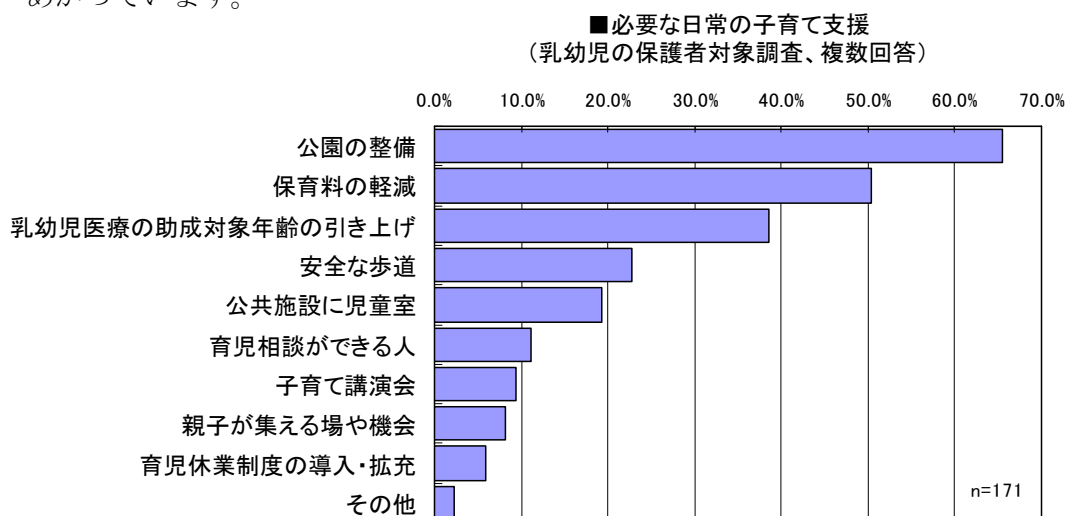
○子育ての相談は、「両親」「友人」に

平成 15 年 6 月に実施した乳幼児の保護者を対象にした調査結果をみると、育児の相談相手は身近な存在である「両親」とした人の割合が 60.8%で最も多く、「友人」とした人の割合が 53.8%で続いています。一方、専門職については、「保育士（幼稚園教諭）」とした人が 1 割を超えたほかは、「保健師」「小児科医」などいずれも 1 割に達していません。



○必要な子育て支援は、“安全な場所”と“経済的支援”

平成 15 年 6 月に実施した乳幼児の保護者を対象にした調査結果をみると、必要としている子育て支援策は、「公園の整備」とした人の割合が 65.5%で最も高く、「保育料の軽減」とした人の割合が 50.3%、「乳幼児医療の対象年齢引き上げ」とした人の割合が 38.6%で続いています。また、「安全な歩道」とした人も 22.8%に上っており、安全で安心感の高い環境整備と経済的な支援に関する希望が多くあがっています。

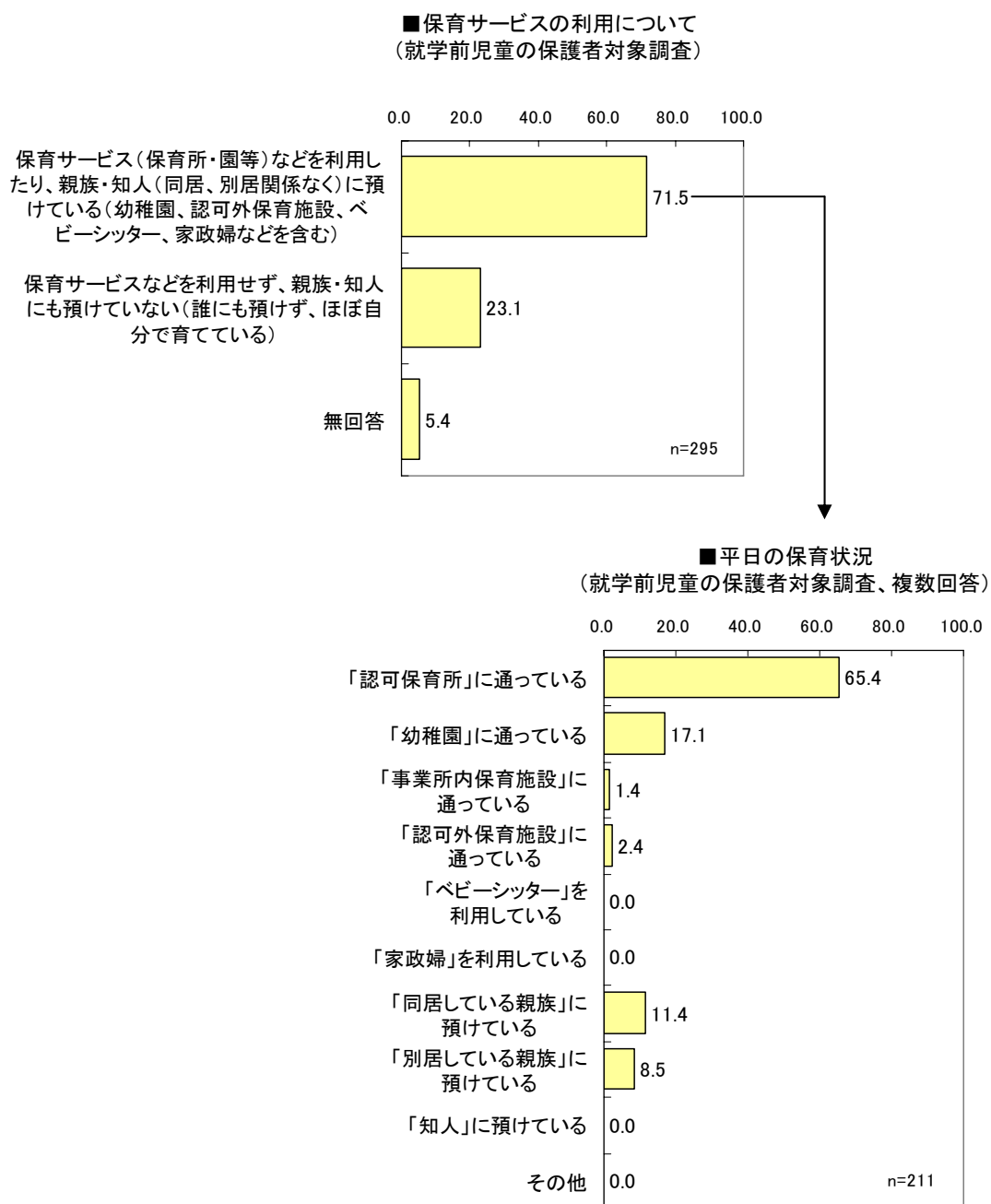


2) 子どもの状況

○子どもの預け先は、「認可保育所」と「幼稚園」が合わせて8割以上

(就学前児童)

平成16年1月に実施した調査結果によると、平日（月～金曜）、保育所、幼稚園、ファミリー・サポート・センターなどの保育サービスを利用している、また親族・知人に預けられているという児童が71.5%を占めています。利用しているサービスは、「認可保育所」が65.4%で最も高く、「幼稚園」が17.1%が続いています。



○土曜日・休日は自宅で親と過ごす子どもが多い（小学生）

平成 16 年 1 月に実施した調査結果によると、平日の放課後は、「学校の部活動や地域のスポーツクラブ」で過ごすのが 49.4%で最も高く、「自宅で祖父母等の親族」と過ごすのが 37.4%で続いています。

また、土曜日の午後（12～18 時）は、「自宅で親」と過ごすのが 27.2%で最も高く、「友人宅」が 18.9%で続いています。

休日の午後は、「自宅で親」と過ごすのが 47.3%で最も高く、「友人宅」が 13.5%で続いています。

小学生で、平日の放課後を「図書館・児童館などの公的施設」で過ごすという回答はありませんでした。また、土曜日、休日に過ごすケースも少ないようです。

■平日の放課後、土曜日・休日の午後の過ごし方について
（小学生児童の保護者対象調査）

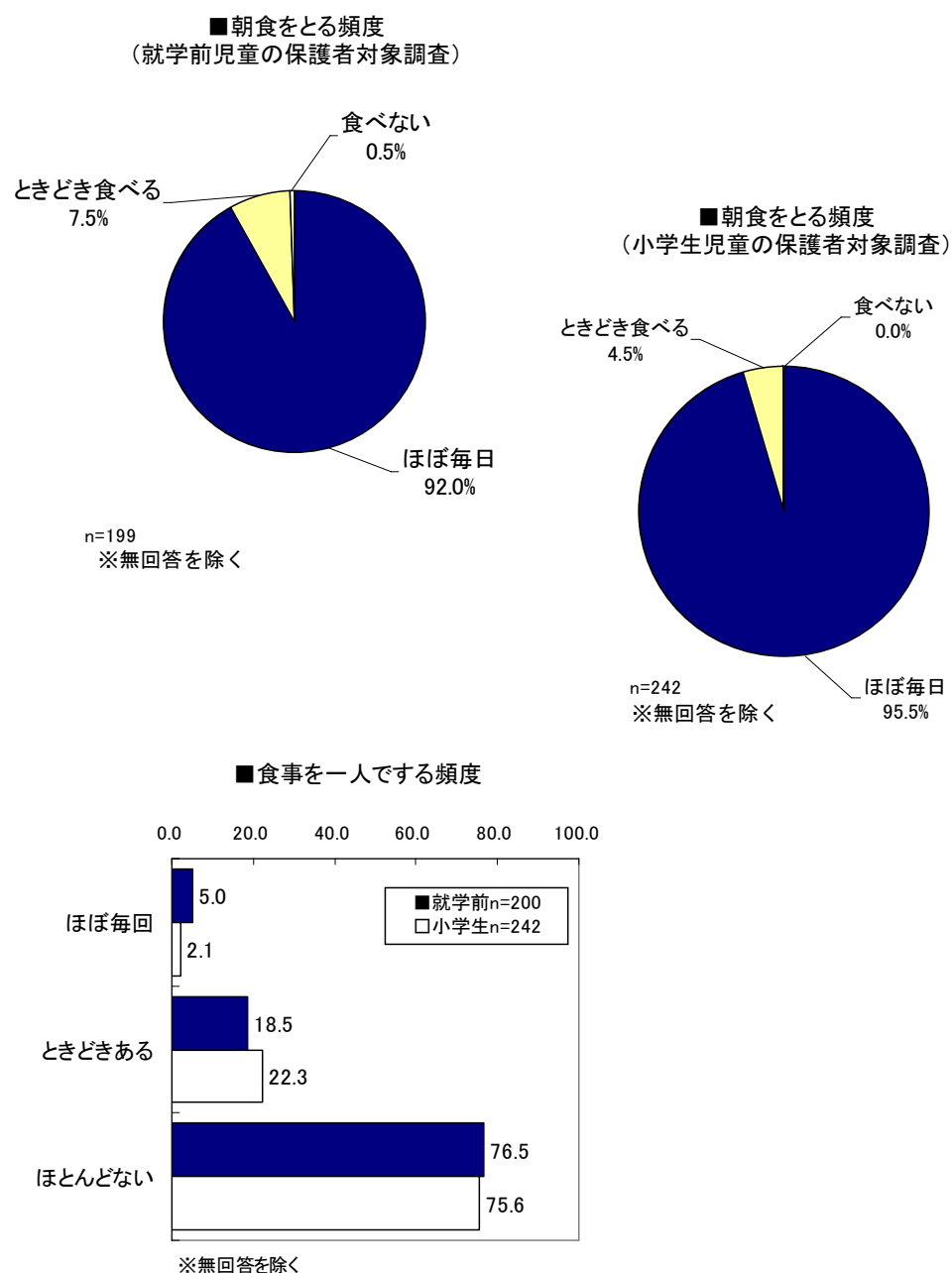
n=334	平日（複数回答）		土曜日（単一回答）		休日（単一回答）	
	度数 （順位）	%	度数 （順位）	%	度数 （順位）	%
放課後児童クラブ	4	1.2	0	0.0	0	0.0
図書館など公的施設	0	0.0	1	0.3	1	0.3
学校の部活動や地域のスポーツクラブ	① 165	49.4	5	1.5	5	1.5
学習塾	18	5.4	4	1.2	0	0.0
習い事（習字、ピアノなど）	③ 115	34.4	⑤ 23	6.9	⑤ 6	1.8
自宅で祖父母等の親族と	② 125	37.4	④ 37	11.1	③ 30	9.0
自宅で親と	④ 98	29.3	① 91	27.2	① 158	47.3
自宅で兄弟姉妹や友だちなど子どもだけ	⑤ 66	19.8	③ 48	14.4	④ 29	8.7
自宅でひとり	48	14.4	1	0.3	0	0.0
友人宅	57	17.1	② 63	18.9	② 45	13.5
祖父母宅	30	9.0	12	3.6	⑤ 6	1.8
その他	14	4.2	13	3.9	23	6.9
無回答	—	—	36	10.8	31	9.3
合計	—	—	334	100.0	334	100.0

※ ①～⑤は、回答割合の高い上位 5 つ

○9割以上の子どもが毎日朝食を食べている

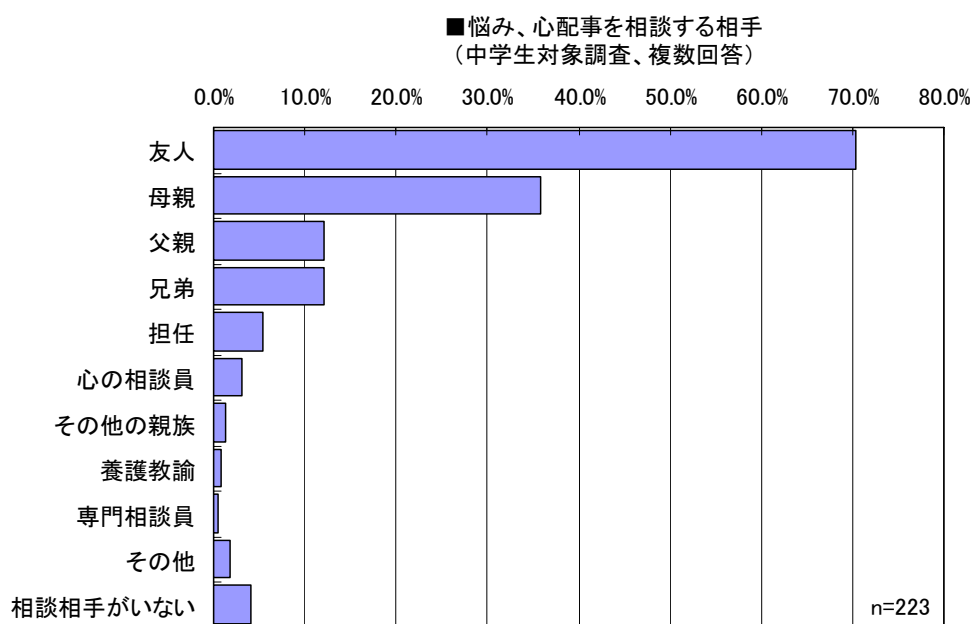
平成16年1月に実施した調査結果によると、就学前児童（離乳食が完了している児童）、小学生とも、9割以上が毎日、朝食をとっています。まったく食べない子どもは就学前児童で0.5%と少なく、小学生の場合はいませんでした。

また、子どもが一人だけで食事をする頻度について、「ほぼ毎回」は就学前児童で5.0%、小学生で2.1%となっています。これが「ときどき」になると、就学前児童で18.5%、小学生で22.3%になります。



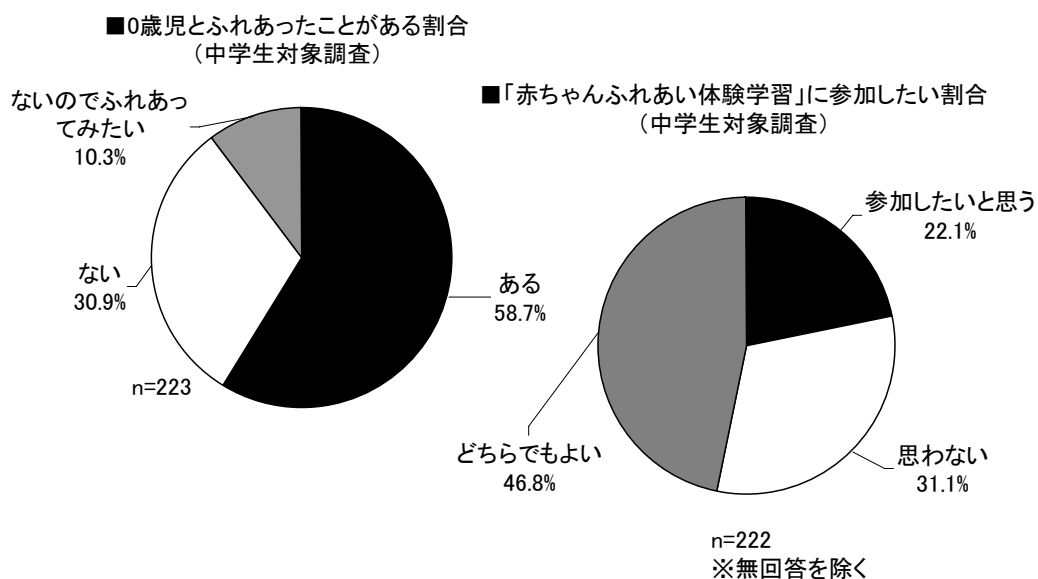
○悩み、心配事の相談相手は「友人」「母親」（中学生）

平成 15 年 6 月に実施した中学生対象の調査結果によると、悩みや心配ごとの相談相手は「友人」とした生徒の割合が 70.4%で最も高く、「母親」が 35.9%で続いています。一方で「担任」とした生徒の割合は 5.4%、「心の相談員」とした生徒の割合は 3.1%にとどまっています。



○赤ちゃんとのふれあい体験参加の希望は 22.1%（中学生）

平成 15 年 6 月に実施した中学生対象の調査結果によると、0 歳児とふれあったことがあるという生徒は 58.7%を占めていますが、「赤ちゃんふれあい体験学習」への参加を希望する生徒は 22.1%にとどまっています。



2. 少子化の流れを変えるための課題と方向

少子化が進展している状況の中、子どもを安心して生み、健やかに育てられる魅力的なまちづくりを推進していくうえで、解決しなければならないポイントを、ニーズ調査結果を基に整理してみました。

1) 子育て支援サービスの充実を図る

本町では、7割以上の母親が仕事をしながら子どもを育てています。多くの保護者が、子どもや自身の病気やケガのとき、急な残業や用事があった場合に大変な思いをしています。「仕事を持つ」「子どもを育てる」、この2つを両立できるような環境づくりを進める必要があります。保育サービスや地域における子育て支援サービスの充実を図るほか、働きやすい職場環境づくりについての支援もおこなっていくことが重要です。

2) すべての子育て家庭の不安感・負担感を緩和する

子育てに関して不安感や負担感を感じている保護者がいます。保育サービスなどによる働いている母親への支援に加えて、子育てに専念している母親への支援を充実させることも重要です。同じ年ごろの子どもを持つ母親同士が交流し、活動できるような場・機会づくりなどを推進する必要があります。

3) 子育ての相談体制・情報提供体制を整備する

子育てに関する相談相手は、両親や友人など身近な人という割合が高くなっています。また子どもは、悩みや心配事を友人や家族などに相談する割合が高くなっています。一方で、専門機関や「保育士」「保健師」「教師」「心の相談員」といった専門職に相談する割合は親、子どもともに低くなっており、専門機関・専門職に気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。

あわせて、町の広報誌をはじめとして、情報提供体制の充実もおこなう必要があります。

4) 子どもが安心して自由に遊べる居場所の拡充を図る

必要としている子育て支援に、公園など安全で安心感の高い環境整備が挙げられています。また、小学生の場合、平日の放課後は、部活動などスポーツに親しんでいるケースが多いことから、これらの環境整備を図るとともに、休日に接触している時間が多い親と一緒に楽しめる場・機会づくり、友人と自由に遊べる場・

機会づくりも地域とともに支援していく必要があります。子どもの居場所づくりに関しては、既存の公共施設のあり方を見直すことも考えていかなければなりません。

5) “食”を通じた子どもの健全育成を推進する

子どもの心身の健やかな成長、また、家族の関係づくりは、食事をする環境が影響するといわれています。少数ですが、食事を毎回、一人でとっている子どもがいます。できる限り、家族がそろって楽しく食事ができるような環境づくりを進めていく必要があります。

6) 地域の子育て力の向上を図る

子育て家庭の不安感・負担感の緩和や相談体制の整備、子どもの居場所づくりにあたっては、サービスの充実を図るとともに、身近な地域において支援・応援する仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、次代の親づくりの観点から、行事などをおして子どもが赤ちゃんとふれあう機会を、地域でつくっていくことも必要です。

3. 計画の基本方向

本計画は、「菊水町子ども未来プラン」に掲げた基本方針と 4 つの基本目標を継承し、子ども、子育て家庭の支援を推進していきます。

(1) 計画の基本方針

菊水町の子どもが元気で安心して生活できる

菊水町で生まれ育つすべての子どもは、将来のまちづくりを担う大切な存在です。子どもたちは、“菊水”の豊かな緑、光り輝く清流、先人が残したさまざまな伝統・文化、そして住む人の優しさに触れることで、豊かな人間性や社会性を身に付けるとともに、ふるさと“菊水”を愛する心を大きく育んでいきます。すべての子どもに「菊水で生まれてよかった」「菊水で育ってよかった」と思ってもらえるよう、子ども一人ひとりの権利と幸せを最大限に尊重し、元気で安心して生活できるまちの実現をめざします。



（２）計画の基本目標

基本方針にある町のあり方を実現するため、以下の４つの基本目標を定めて計画を推進していきます。

I．子どもが自分の生命を大切にできる（生命尊重）

子どもの健康を守るため、また、親が安心して出産・子育てができるため、各種健診をはじめとした保健施策を実施します。

また、子どもが正しい生活習慣や食習慣を身につけられるように、食育の推進を図ります。

さらに、子どもが命の成り立ちや大切さについて知り、自分や他人の命を大切に思うことができるような取り組みを推進していきます。

II．子どもが将来一人でも生活できる（自立できる）

子ども一人ひとりが自分の個性を大切にし、自分の夢、やりたいことにむかってがんばれるような育ちの環境をつくっていきます。

また、さまざまな人間関係を経験することで子どもがじょうずに人間関係を構築していけるように、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域社会と協力して、世代を超えた多くの人と交流するための機会づくりを推進します。

さらに、子ども同士の遊びや自然とのふれあいをとおして得られる体験活動を重視し、自ら学び、考え、判断でき、将来一人でも生活できるようたくましく自立できる力を育てます。

III．子どもが病気や障害があっても安心して生活できる

たとえ、病気や障害があっても、子どもが住み慣れた地域や家庭の中で自立した生活を送れるように、家族や学校、地域と協力した支援策を推進します。

IV．親が安心して仕事ができ、ゆとりを持って楽しく子育てができる

仕事をしながら子育てをする家庭が増えています。各種の子育てサービスの充実に加えて、企業に働きかけるなど、男性も含めた働き方の見直しをすることで、子育てと仕事の両立を支援していきます。

また、精神的にもゆとりを持って子育てができるように、親が子育て仲間を見つけたり、悩みや相談事を打ち明けたり、子育ての楽しさを共有できるような機会づくりを推進します。

（３）基本的な視点

基本方針に示した内容を達成するため、次に掲げる視点に留意し、子ども、子育て家庭の支援に関わる施策・事業を推進していきます。

１）子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、取り組みを推進していきます。

２）次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進していきます。

３）サービス利用者の視点

多様な個別ニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進していきます。

４）社会全体による支援の視点

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、企業や地域社会を含めたさまざまな担い手の協働のもとで対策を進めていきます。

５）すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から施策を推進していきます。

６）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の団体や人材、自然、伝統文化、施設などさまざまな社会資源を効果的に活用していきます。

７）サービスの質の視点

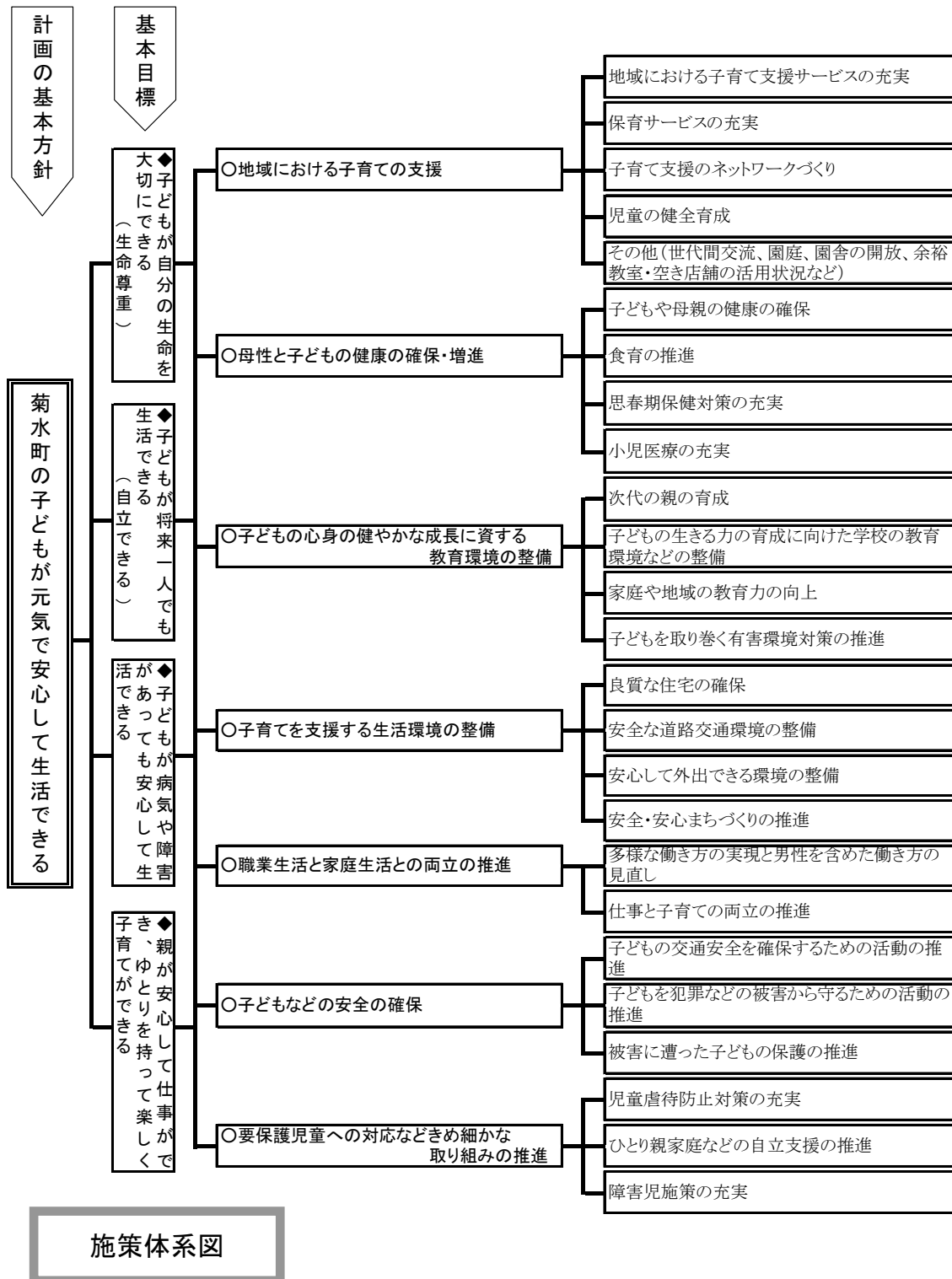
利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、適切なサービス供給量、そして質を確保していきます。

８）地域特性の視点

歴史的背景や文化など、個々の地域の特性を踏まえたうえで、取り組みを推進していきます。

(4) 計画の体系

本計画は、次の体系に沿って、取り組みを推進していきます。



各 論

1. 子ども、子育て家庭への支援を

推進していくための重点的取り組み

計画の基本方針、基本目標を実現させるため、以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) 地域における子育ての支援

全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実、利用者の利便性を考慮した保育サービス提供体制の整備、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成、高齢者と未就学児などの世代間交流の推進などに取り組みます。

重・点・施・策

- 菊水ひまわり園での幼保一元化による保育サービスの提供
- 地域子育て支援センター事業の推進
- 放課後児童クラブの推進
- いきいき分館活動・いきいき選択学習の推進
- 子育て支援総合コーディネート事業

(2) 母性と子どもの健康の確保・増進

母親と乳幼児など子どもの健康の確保および増進を図る観点から、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図り、母子保健施策・食育・思春期対策などの充実を図ります。

重・点・施・策

- 菊水ひまわり園、各小中学校、母子保健推進員、保健師等の連携による母子の健康確保・推進
- 親子栄養教室の開催による食育の推進
- 赤ちゃんふれあい体験学習

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を伝えることによる次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた支援、子どもを取り巻く有害環境対策の推進に取り組みます。

重・点・施・策

- 次代の親の育成に向けた人権教育・道徳教育の充実
- スポーツエキスパート活用事業による運動部活動の充実
- 子育て支援センターと連携した各種子育て講座の実施
- 保護司やPTAと連携したモラル指導・啓発活動

（４）子育てを支援する生活環境の整備

町内の良質な住宅の確保、危険個所の点検などによる安全な道路交通環境の整備、子育て世帯が安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進などに取り組みます。

重・点・施・策

- 歩道の整備
- 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供
- 通学路への防犯灯設置の推進

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含め、仕事と生活時間のバランスがとれるよう働き方の見直しを進めるとともに、仕事と子育ての両立を支援する体制の整備に関係機関、地元企業と連携を図りながら取り組みます。

重・点・施・策

- 企業などと連携した働き方の見直し
- 仕事と子育てを両立させるための保育サービスの充実

（６）子どもなどの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るための取り組みを、警察をはじめとする関係機関、地域と連携を図りながら推進します。また、被害に遭った子どもに対しては、学校などと連携し、立ち直りを支援するための相談体制の整備に取り組みます。

重・点・施・策

- 交通安全教育の充実
- 犯罪防止のための啓発活動
- 心の相談員の配置

（７）要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止ネットワークを核とした虐待の防止・相談体制の充実に取り組みます。また、ひとり親家庭などへの自立支援の推進、障害児施策として、疾病や事故の予防、障害の早期発見、障害児の健全な発達を支援するため保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な取り組みを推進します。

重・点・施・策

- 児童虐待防止ネットワークの構築
- 虐待防止に向けた子育て支援センターなどによる相談・支援体制の確立
- 菊水ひまわり園、学校などと連携した障害児支援体制の整備

幼保一元化（保育園と幼稚園の一体化）へ向けた取り組み

「菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区」の取り組み推進

本町では平成 16 年 4 月、効率的な行政運営とサービスの向上を図るため、町立保育所 3 カ所を廃止し、新たに保育園と幼稚園を併設した民営の「菊水ひまわり園」を開設しました。

約 12,000 平方メートルの敷地には「きくすい保育園」と「菊水ひまわり幼稚園」が同居しており、



国から「菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区」の認定を受けて、保育園の養護的要素と幼稚園の教育的要素を併せもった保育（教育）を実施しています。この取り組みにより、児童の活動機会を促進し、社会性・創造性のかん養を図るとともに、保護者の負担を軽減し、女性の社会参加を促しています。

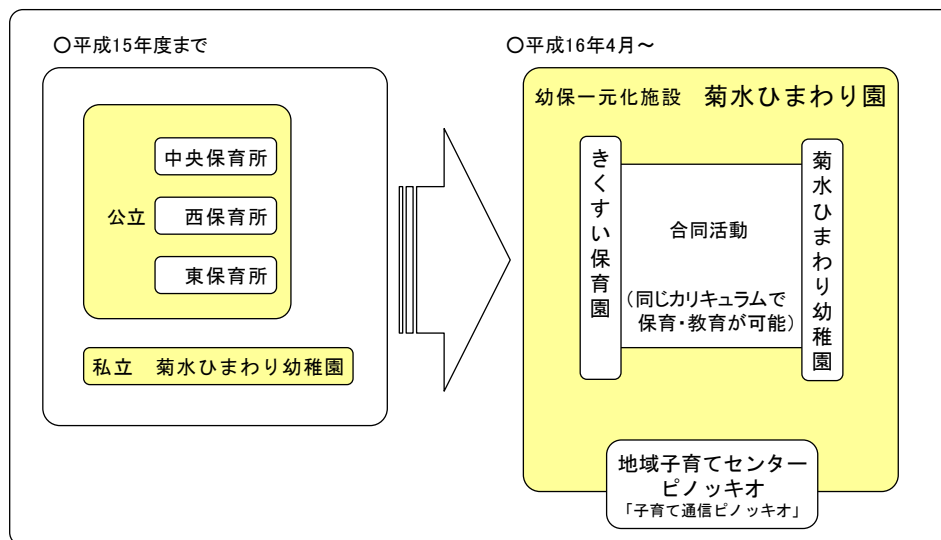
両園は、運動場のほか、給食調理室や送迎バスなども共用し、運動会や保育参観などの行事も一緒に行っています。特区に認定されたことで、保育時間が異なる保育園と幼稚園の両園児を、1 日とおして同じクラスに編成できるようになりました。延長保育を利用する幼稚園児は、帰宅するまで同じクラスの保育園児と一緒に過ごしています。



菊水ひまわり園の保育サービスは、通常保育のほか、延長保育、休日保育、一時保育があります。また、町内の4小学校区をエリアにした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ「ひまわりサポート」）や、地域子育て支援センター事業も実施しています。

「菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区」の取り組みは、まだ、スタートしたばかりです。今後、子どもの保育、幼児教育をはじめとした、この子育て総合施設の取り組みを中心に、子ども、子育て家庭に必要とされるいろんな子育て支援サービスの充実を図っていきます。

子育て支援のネットワークづくりについては、今後、「菊水ひまわり園」が備えている各種サービス、そしてそのサービスに関わっている職員を中心にネットワークの構築を目指します。



2. 基本計画

子ども、子育て家庭への支援策として、推進する施策・事業の詳細は次のとおりです。

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア) 居宅における児童養育支援事業

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー）		福祉課
●未実施。 現状として保護者からの相談等は、保健師が対応している。		●未定。
○乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育）		福祉課
●未実施。	○緊急の短時間的保育へのニーズにどう対応するかが課題。	○ニーズ調査の結果を踏まえ、保育園による一時保育（施設型一時保育）での対応を検討する。
○子ども家庭支援員		福祉課
○保健師、助産師、母子保健推進員、主任児童委員が相談・助言などの訪問活動をおこなっている。 里帰りや近隣の病院で対応している場合が多く、新生児期（生後28日）の訪問は少ない。		●未定。
○乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育事業）〈派遣型〉		福祉課
●未実施。		○ニーズ調査結果を踏まえ、現行の施設型病後児保育で対応する。
○ファミリー・サポート・センター事業		福祉課
●未実施。 ○ニーズ調査の結果では、児童が病気時に、「保護者が仕事を休んだ」との回答が6割と高く、そのうち「仕事を休むことが困難であった」との回答が6割に上っている。	○調査結果を踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業などの実施が検討課題。	○平成21年度までに実施する予定はない。

(イ) 居宅外における児童の養育支援事業

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○放課後児童健全育成事業（学童保育）		福祉課
○平成16年度から、4校区を対象に菊水ひまわり園で放課後児童クラブ「ひまわりサポート」を実施している。定員25人。 放課後、利用する児童を迎えに各学校をバスで巡回している。 利用料は、1回500円、土曜日全日1,000円（月の上限5,000円）。夏休み期間中は、1回1,000円（月の上限10,000円）。	○町内4校区すべてでサービスを受けられる体制はあるが、現在定員いっぱいとなっている。 ○夏休みだけの利用を望む声が多い。夏休みなどの短期利用についても検討が必要。	○現行を維持しながら、今後のニーズに合わせて受け入れ体制の整備を推進する。
○児童養護施設等でのショートステイ事業（短期入所生活援助事業）		福祉課
●未実施。 ○ニーズ調査の結果では、ニーズ量は高くない。		○平成21年度までに実施する予定はない。
○トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）		福祉課
●未実施。 ○現在まで、事業へのニーズは町にあがってきていない。	○事業に対するニーズを把握する必要がある。	○平成21年度までに実施する予定はない。
○乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育事業）〈施設型〉 ・病後児保育（回復の過程にあるもの） ・病児保育（回復の過程にあるものを除く）		福祉課
○施設型の病後児保育は、玉名市レインボールームで実施している（荒尾玉名2市8町での広域的な取り組み）。 平成15年度の延べ利用者数1人。 ●病時保育には対応していない。	○町内に施設がないため、利用数が少ないのが現状である。 ○病後児保育施設（玉名市レインボールーム）を利用できることについて、保育所や子育て支援センター、町の広報誌「広報きくすい」で住民へ周知する必要がある。	○現状維持。 ○病後児保育施設（玉名市レインボールーム）を利用できることについて、菊水ひまわり園・子育て支援センター・「広報きくすい」で住民へ周知する。
○一時保育事業		福祉課
○平成16年度から菊水ひまわり園で実施している。 対象は、就学前の児童で、事前に登録するようになっている。	○住民への周知があまりできていないため、利用者数が少ない。乳幼児健診などを利用した保護者への周知や、利用しやすい環境の整備をおこなっていく。	○現状維持。 ○乳幼児健診などを利用した保護者への周知や、利用しやすい環境の整備をおこなっていく。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○特定保育事業		福祉課
●未実施。 ○ニーズ調査の結果では、ニーズ量は高くない。		○基本的な方向としては、菊水ひまわり園の一時保育事業で対応する。
○幼稚園預かり保育		教育委員会
○平成16年度に開園した幼保一元施設「菊水ひまわり園」で実施している。仕事などの社会的活動と子育てなどの家庭生活との両立を支援している。 保育園と同様に、幼稚園でも通常午後6時まで無料で預かり、以降を延長保育扱いとしている。		○現状維持。
(ウ) 相談・情報提供および助言をおこなう事業		
○ファミリー・サポート・センター事業		福祉課
〈再掲〉		
○つどいの広場事業		福祉課
●未実施。	○乳幼児を抱える母親を中心に、さまざまな相談やニーズが潜在すると考えられる。 ○現在、子育てサークル（にこにこクラブ）と子育て支援センターを実施しており、月に5回程度集まる機会がある。 しかし、集まる機会は共に行事のとかがほとんどであり、それ以外のときも交流の場として機能させることが課題である。	○より地域に開かれた子育ての支援拠点として、子育て支援センターの活動を支援していく。 ●つどいの広場事業の実施については平成21年度までに実施する予定はない。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○地域子育て支援センター事業		福祉課
○平成15年度までは中央保育所で町直営1カ所を開設し、月3回、子育て広場、子育て相談、情報提供などのサービスを実施していた。 16年度からは、菊水ひまわり園に委託して1カ所を開設し、週5日の子育て相談、情報提供や、月4回の子育て広場などのサービスを実施している。 毎週、0～3歳児の子どもと保護者、祖父母が10～20組参加している。 ○また、福祉課主宰で、自主グループ育成を目的に「にこにこクラブ」を平成12年に発足した。母親の希望の内容で年計画を立てて、月に1回活動している。保健師、母子保健推進員が中心に活動してきたが、16年度からは、参加している母親をリーダーに自主サークルとして活動している。妊婦から乳幼児を持つ保護者までだれでも参加でき、毎回10～20組が参加している。	○子育て支援センターの参加者は平成15年度よりも増加している。 ○また、自主グループ「にこにこクラブ」の育成について、今後、子育て支援センターと協力してより活発化させる必要がある。 ○そのほか、教育委員会が実施する「子育てセミナー」などとの事業の整理が必要。	○子育て支援センターは、平成16年度から、民間の菊水ひまわり園に委託しており、保護者が相談しやすい支援センター事業を目指す。 ○にこにこクラブは、自主グループとして活動していく方向で検討する。

○菊水ひまわり園の相談・情報提供		福祉課、教育委員会
○菊水ひまわり園では、保護者が気軽に相談しやすいような雰囲気づくりを心がけ、登園時、お迎えなどに相談に応じている。		○現状維持。 ○相談しやすい雰囲気づくりや、保護者の知りたい情報提供のあり方について、さらに検討していく。

(エ) 子育て支援の総合コーディネート事業

○子育て支援総合コーディネート事業		福祉課
●未実施。	○今後、さまざまな背景をもった家族、子どもに対して個々にあった子育て支援が必要になってくると考えられる。一貫した情報を提供していく観点から、母子保健、学校などとも連携した事業を創設する必要がある。検討にあたっては、地域子育て支援センターなどとの役割や機能の整理が不可欠である。 ○また、子育て支援の総合的な情報とあわせて、子育てバリアフリー情報の提供も図る必要がある。	○平成21年度までに、子育て支援総合コーディネート事業について、福祉課を中心に教育委員会、社会福祉協議会、保健師などで内容の検討を図る。 ○21年度までに、町内の子育て情報をとりまとめ、情報提供体制を整備する。

イ 保育サービスの充実

町の取り組み内容			
施策・事業名		担当部署	
現 状	課 題	方 向	
○通常保育事業		福祉課	
○平成15年度をもって公立保育所3園を統廃合し、平成16年度から民間のきくすい保育園（菊水ひまわり園）に移管。定員数150人。 ○現在のところ待機児童なし（平成16年10月時点）。平成15年度は、待機児童も発生することはなかったが、平成16年度から民間施設となり、保育所の途中入所などが広域入所を含めて急激に増加している現状である。	○町外からの入所も増加する傾向にあり、町内利用者へのサービス提供を確保する必要がある。	○現状維持。 ○今後も、待機児童が発生することがないように、保育サービスの提供体制維持を図る。	
○延長保育事業		福祉課	
○きくすい保育園（菊水ひまわり園）で実施している（午後6時から）。	○延長保育は午後7時以降でも園へ預けることができる。延長保育、一時保育、休日保育を含めて、広報活動などを通じた住民への周知が必要。	○現状維持。 ○ニーズ調査の結果を踏まえつつ、当面は、現行の取り組みを維持。 ○延長保育、一時保育、休日保育について、広報活動などをおして住民への周知を図る。	
○休日保育事業			
○きくすい保育園（菊水ひまわり園）で実施している。			
○夜間保育事業			
●未実施。			
○一時保育事業			
○きくすい保育園（菊水ひまわり園）で実施している。			
○多子世帯子育て支援事業		福祉課	
○第3子3歳未満児の保育所入所の際に保育料の軽減を実施している（軽減措置の際の所得制限などあり）。		○現状維持	

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○保育サービスに関する情報提供		福祉課
○役場窓口などでの情報提供を実施している。 ○子育て支援センターの行事予定を「広報きくすい」に毎月掲載している。 ○町オフトーク（町内有線放送）で子育て支援センターの情報を毎週流している。 ○子育て支援センターからは、「子育て通信ピノキオ」が毎月発行されている。 ○自主グループ「にこにこクラブ」からは、「にこにこ通信」が毎月発行されている。		○現状維持。 ○役場窓口、町ホームページ、子育て支援センターなどでの情報提供の体制の維持を図る。 ○また、母子手帳交付時や乳幼児健診などでの効果的な情報提供方法、パンフレットなどの配布機会について検討する。

○サービス評価の仕組み・実施		福祉課
○平成16年度から、幼保一元施設「菊水ひまわり園」運営委員会を設置している。 運営委員会は、年間4回程度の開催を予定している。 ○菊水ひまわり園には、利用者からの苦情・要望に円滑に対応するため、第三者委員（主任児童委員2人）が置かれている。園に保護者から苦情などがあった場合、園から委員に報告し、解決のための方向性を委員から園に返答している。	○特別保育事業など平成16年度から実施する事業が多いため、サービスを評価するまでにはいたっていない。	○サービス評価を重点的におこなうために、運営委員会を開催していく方向で協議する。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

○地域における子育て支援サービスのネットワーク		福祉課
●町内の子育て支援・保育サービスの総合的なネットワークはない。	○子育て支援サービスの総合的なネットワークはないが、町には、母子保健連絡協議会がある。その中で意見交換をおこなうなどしてネットワーク形成を図ることが必要。	○菊水ひまわり園、子育て支援センターなどのほか、子育て支援に関係する機関や人が集まり、ネットワーク形成について検討する。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○子育て支援サービス等の情報提供		福祉課
○町のサービスについては、「健康カレンダー」に町の情報や保健事業の年間計画を掲載している。また、「広報きくすい」では毎月情報を提供している。 ○子育て支援センターから「子育て通信ピノッキオ」、にこにこクラブからは「にこにこ通信」がそれぞれ毎月発行されている。		○現状維持。

○地域住民への子育て参加への意識啓発		福祉課、教育委員会
○年1回、子育て理解講座を実施している（教育委員会実施）。 ○「広報きくすい」で、子育てについて町の人取材して、町の母子保健事業や子育て支援事業を紹介して啓発を推進している。また、オフトーク（町内有線放送）を利用し、子育て支援センター（子育て広場）、にこにこクラブを紹介し、啓発を推進している。 ○各小学校で毎月1回、いきいき選択学習で地域の人が講師として活躍しており、意識啓発となっている。	○子育てに関するこれまでの啓発広報の方法を整理し、より総合的・体系的なものにしていくことが必要。	○教育委員会、福祉課と連携をとり、検討していく。

エ 児童の健全育成

○いきいき分館活動の実施		教育委員会
○校区の民生委員・児童委員と地域の人たちが一緒になって、各行政区の公民館を会場に、子どもたちを集め、交流を図っている。	○いきいき分館活動は現在、4校区のうち1校区のみの取り組みであるため、ほかの校区への普及および拡大が課題である。	○今後は、校区の民生委員・児童委員と区長、分館長が連携し、すべての校区で実施できるような環境づくりをおこなう。

○地域子ども教室推進事業（いきいき選択学習）の実施		教育委員会
○平成14年度から「いきいき選択学習」を実施している。 毎月第2土曜日に校区の小学校や町公民館を会場に、子どもたちが地域の先生やPTAの指導者のもと、昔ながらの遊びや体験活動をおして地域との交流を図っている。	○いきいき選択学習は、子どもたちの学び、遊びの場として定着しつつあるが、子どもを育てる保護者に参加をどう働きかけるかが課題。	○今後、いきいき選択学習では校区のコーディネーターが中心となり、地域ぐるみの子育てを展開する。

○放課後児童クラブ		福祉課
○放課後児童クラブの取り組みについては、ア—（イ）—①の再掲。		

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○読み聞かせの会「ひばりの会」への活動支援		福祉課、教育委員会
○平成16年度に、読み聞かせの会「ひばりの会」が発足。町内の主任児童委員2人を中心に、各校区に代表者を2人ずつ置いて開始。 会員50人。会員を募集中（年齢制限なし）。		○学校や保育所などへ定期的に出向いて読み聞かせの会を開催する。 ○「広報きくすい」へ会の開催や会員募集のお知らせを掲載することで、活動を支援していく。
○小中学校の性教育全体計画 ○性教育についての学年別年間指導計画		教育委員会
○児童生徒については、小中学校で性教育全体計画、年間（学年別）指導計画を作成して指導している。 ○中学校の性教育では、性に対するイメージを刷新するところからはじまり、正しい性の理解、エイズや性感染症の知識等について指導している。	○性の逸脱などの問題点などについて、適切な対応・指導をおこなうことができる場所の整備が必要。各学校の保健室の充実（学校だけでなく、地域における保健センターとして機能を果たすような環境整備を図る）と、教育・啓発を推進する相談員・スクールカウンセラーの配置と、それぞれの連携・活用について検討が必要。	○相談員やスクールカウンセラーの配置について検討する。当面は配置未定。 ○保健センターとしての機能を果たす各学校の保健室の整備構想の企画、実施、評価を検討する。 ○生命の大切さを理解し、男女平等の精神に基づく異性観を育む教育の充実を図る。
○ミニ集会の開催（社会を明るくする運動） ○保護司による中学校訪問・講話		教育委員会
○社会を明るくする運動実施委員会によるミニ集会を年に1回実施している。委員に、保護司、少年補導員、PTA代表、民生委員・児童委員などの各種団体が参加し、連携を図っている。 7月の社会を明るくする運動強化月間中に、広報・啓発やチラシ配布、のぼりの設置をおこなっている。 ○年に1回、保護司による中学校訪問を実施し、中学生に麻薬などの怖さについて講話している。	○緊急時の対応など、今以上の連携強化が必要である。	○緊急時の対応について検討していく。

オ その他

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○菊水ひまわり園ときくすい荘との交流 ○社会福祉協議会主催の中学生ワークキャンプ		福祉課
○菊水ひまわり園が、特別養護老人ホーム「きくすい荘」と交流を図っている。 ○町社会福祉協議会が主催して、1泊2日のワークキャンプを実施している（中学生と「きくすい荘」・グループホーム「夢路」との交流）。		○菊水ひまわり園での祖父母参観などを検討する。
○菊水ひまわり園の園庭開放、子育て相談 ○商店街空き店舗の子育て支援への活用		福祉課、経済課
○子育て支援センター（菊水ひまわり園）で園庭開放や子育て相談を実施している。 ●余裕教室や商店街の空き店舗の活用は未実施。		○子育て支援センターでの取り組みを維持する。 ○商店街の空き店舗の調査をおこない、子育て支援に関する活用策について検討していく。

（2）母性と子どもの健康の確保・増進

ア 子どもや母親の健康の確保

○母子保健推進員の訪問		福祉課
○母子健康手帳交付時に母子保健推進員の訪問について打診した上で、妊婦に対しては母親学級の案内、各乳児健診と1歳児健康相談の対象者に対しては案内や状況把握のための訪問を実施している。 訪問の報告は、保健師が受け、問題がある場合は保健師が対応している。 平成15年度には、母子保健推進員の訪問を延べ、妊婦106人、乳児117人、幼児35人に対して実施している。	○子育て支援と母子保健とは、同一課内で一体的な組織となっているが、子育て支援の実働部分である菊水ひまわり園との連携、情報交換が必要。 ○現在の健診は3歳までで終了するため、その後の幼児の情報はなかなか保健師に入りにくい。	○母子保健推進員の妊婦、乳幼児訪問の充実を図る。 ○菊水ひまわり園・各小中学校と連携をとり、就学までの相談や就学後の育児相談の場の創設を検討する。 ○子育て支援の実働部分である菊水ひまわり園の保育士と保健師との間に、情報交換の場を定期的に設ける。 ○母子健康手帳交付時をきっかけとして、妊婦・出産・子育てをトータルにサポートするシステムの再構築を検討する。
○新生児、乳児訪問		福祉課
○新生児、乳児訪問は、開業助産師に委託しておこなっている。初産ならば町内在住者は全員、経産婦もできるだけ訪問している。 平成15年度には、助産師、保健師合わせて、出生33人中25人を訪問している。	○新生児、乳児訪問（特に第2子以降）の100%実施に向けた工夫が必要。	○新生児、乳児訪問は、保健師・助産師と連携し、訪問対象者とも訪問日程を調整して100%実施を目指す。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○妊婦健診		福祉課
○妊婦健診は、妊婦健診受診票発行者のほぼ全員が受診している。		○現状維持。
○乳幼児健診		福祉課
○乳幼児健診は、対象者全員が受診している。精密検査対象者もほぼ全員受診し、フォローできている。		○現状維持。
○健康相談 ○1歳児健康相談		福祉課
○健康相談は月に2回実施している。 ○満1歳の誕生月に1歳児健康相談を実施している。 ○平成16年度から、1歳半健診、3歳児健診に、地域療育で長く障害を持つ子どもの保護者の相談をおこなっていた保育士に入ってもらい、子育て相談を実施している。 ○健診の場では、親が相談できる時間が持てるように、個人の指導時間にゆとりを持って対応している。 ○2～3カ月児の股関節健診の際、産後うつ対策として、その後個別にフォローを実施している。必要な人は、家庭訪問で経過を見たり、医療機関につなげている。 ○虐待の予防は、各相談・健診・子育て支援センター・にこにこクラブ・予防接種などあらゆる機会をとらえて、保護者の相談に応じたり、子どもの様子の変化に注意している。 ○虐待が懸念されるケースについては、ケースに関係する人で連絡会議を開催し、今までは対応している。	○親の育児不安は、本人が訴えないと把握ができない状況。特に町外からの転入者の状況把握が困難。悩みを早期に発見し、対応する仕組みの構築が必要である。 ○産後うつ対策は、現在2～3カ月児の股関節健診時に実施している。しかし、ほとんどの母親は、その時点では落ち着いていることが多い。それ以前の時点での対応を検討する必要がある。	○産後うつについては、開業助産師と連携して、新生児訪問時に対応できるか検討していく。 ○児童虐待について、平成15年度までは、ケースに関係する機関や人へ連絡することで対応してきたが、平成16年度、新たに「児童虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、虐待が懸念されるケースへの対応をしていく。
○乳幼児健診時および1歳児健診健康相談時の指導		福祉課
○乳幼児健診時および1歳児健康相談時に、子どもの成長段階に応じて、誤飲や転落などの事故を防止するための啓発を実施している。		○現状維持。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○母親学級		福祉課
○母親学級は、毎月1回実施し、保健師・栄養士・助産師が交代で3回シリーズを年に4回実施している。 ○両親学級を平成11、12年度に実施したが、土曜日に開催しても参加者が少なかったため、現在は実施していない。母親学級に父親が参加することもある。	○平成15年度母子保健計画策定時におこなったニーズ調査の結果では、「母親学級や両親学級はあったほうが良い」と思っている人が8割に上がっている。しかし、その割には参加者が少ない。 ○子育てには、母親だけでなく父親の役割も大きいので今後、母子手帳交付、母親学級、両親学級の事業のあり方と内容について検討が必要。	○母親学級、両親学級の内容について、住民のニーズを把握し、妊婦が参加しやすい体制を検討する。

○乳幼児医療費助成事業		福祉課
○就学前（0歳から6歳）までの乳幼児に対して医療費の全額を助成している。 ○多子世帯（3人以上子どものいる世帯）の児童で小学校卒業までの期間、医療費の全額助成を実施している。 （受給資格に関する所得制限などなし） ・平成15年度 就学前児童数 332人 多子世帯児童数 189人	○助成申請書を提出するために医療機関と役場に出向く必要があるため、手続きの方法については検討課題である。	○助成対象については、現状維持。 ○申請方法については、手続きの簡素化ができるよう検討していく。

イ 食育の推進

○児童の発達段階に応じた食事指導 ○6年生親子栄養教室		福祉課
○乳幼児期については、3～4カ月児から3歳児までの乳幼児健診時に、発達段階に応じた食事指導を実施している。 ○児童については、町内4小学校で、6年生と保護者を対象に親子栄養教室を平成11年度から毎年開催している。 ○町内の小中学校からおやつや郷土料理に関する講話や調理実習の指導依頼がある場合は学校へ出向いている。	○子どもを取り巻く関係機関や保護者が、食育が大切であるという認識を共有し、子どもの発達段階に応じた食育目標を検討する必要がある。 ○子どもに料理への関心を持たせるため、親と子がふれあう親子料理教室の機会を増やす必要がある。	○子どもを取り巻く関係機関の栄養士や母子保健連絡協議会と話し合いの場を持ち、子どもの発達段階ごとの食育目標を設定し、その目標に向かって家庭・保育園・幼稚園・学校で取り組む。 ○町の食生活改善推進員にも協力を呼びかけ、目標に向けて町公民館、地区公民館、各小学校などで調理実習をおこなう。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○総合的な学習の時間 ○ハローすこやか大集合（菊水町親子栄養教室）		福祉課、教育委員会
○小中学校の「総合的な学習の時間」の中で、地域の人材（地元の農家）を講師として活用し、稲・サツマイモ・カボチャ・キュウリなどの栽培をおこなっている。また、収穫時に老人会や精粹園の人との交流会・収穫のつどい・教育懇話会を実施している。 ○毎年、福祉課と教育委員会が共同で、町内の児童、生徒とその保護者を対象に、「ハローすこやか大集合―菊水町親子栄養教室―」を町公民館で開催している。その中で、栄養列車など食べ物に関する資料を掲示し、食育について啓発している。栄養士、児童生徒、その保護者が参加して、親子栄養教室を実施している。 ○学校栄養士が各学校に出向いての給食週間講話、講演を実施している。	○食育の主管となる部局（福祉課、経済課、教育委員会など）の連携の確保が必要。 ○農作物の成長の過程（植え付けから収穫まで）についての学習機会の確保が必要。 ○「ハローすこやか大集合」での親子栄養教室を踏まえ、家庭や日常生活での親子料理実践と、食生活への関心を高め、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけさせることが必要。	○農作物の成長過程についての学習機会を確保する。 「総合的な学習の時間」での農作物栽培の体験学習を継続する。 ○学校栄養士から栄養教諭への移行（特別非常勤講師の申請・任命）をおこない、専門的に指導をおこなっていく。また、食育教材の作成と食育の全体指導・個別指導のプログラム作成、それに基づいたカウンセリングを実施する。

○母親学級		福祉課
○母親学級で食事指導をおこなっている。 母親学級は、保健師・助産師・栄養士が1回ずつ担当する全3回を年に4回実施している。 2回目の栄養士担当時に食に関する話と相談、調理実習をおこなっている。 ○また、母子手帳交付時に食の相談があれば、母親学級につないでいる。	○母親学級への参加が少ないので、参加しやすい環境づくりが必要。	○母親学級については現状維持。 ○妊産婦を対象とした料理教室の実施を検討する。

ウ 思春期保健対策の充実

○赤ちゃんふれあい体験学習		教育委員会、福祉課
○中学3年生を対象に「赤ちゃんふれあい体験学習」を夏休みを利用して2～3回、乳幼児健診の場などを活用して乳幼児とのふれあい体験を実施している。 実際に乳幼児とふれあうことで、命の大切さを学び「命の尊さ」を基本に置いた性教育を推進している。あわせて妊婦模擬体験をおこなっている。		○赤ちゃんふれあい体験学習をとおして、性感染症の予防、避妊教育を含めて、命の大切さ、自分を大事にする心などを伝えていく。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○子育て理解講座 ○思春期教室		教育委員会、福祉課
○中高生を対象とした子育て理解講座を菊水ひまわり園内で開催している。あわせて乳幼児とのふれあい・交流の時間を持つ。 ○思春期教室は、中学2年生の性教育の一環で、学校の教師と打ち合わせをして、年に1回実施している。助産師、保健師など専門家の講話を中心に命について子どもたちが考える機会と促している。 ○喫煙や薬物に関する教育は、要望があれば実施する。 ○相談については、小中学生には学校が対応し、保護者に学校、主任児童委員、民生委員・児童委員や保健師がそれぞれ対応している。 ○有明保健所、看護協会が主催し、九州看護福祉大学のピアカウンセリングの学生の協力で「まちの保健室イコイバ」を開催している。保健師も専門職として協力している。	○「まちの保健室イコイバ」のPRが不足している。 場所も遠いため、それに代わるような、生徒が自由に相談できる体制の整備が必要。	○中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業、高校生を対象とした家庭教育講座の実施に向けて、関係機関で検討する。

○心の相談員配置事業		教育委員会
○中学生が抱える日ごろの悩み、不安、ストレスなどを和らげ、心にゆとりを持って生活できるようにするため、菊水中学校に心の相談員を1人配置している。 心の相談員は子どもたちの相談・保護者の相談に対応し、また、不登校生徒の訪問をおこなっている。 勤務は週3回程度。	○相談員の配置については、保護者の全体会や家庭訪問などで周知に努めているが、未だ浸透できていないところもあり、今後さらに周知していく必要がある。	○今後も継続して事業を実施する。 ○場所や時間帯などの設定に保護者などの意見をなるべく取り入れながら、保護者や生徒が相談しやすい環境づくりを検討していく。

エ 小児医療の充実

○小児医療体制の充実		福祉課
○町内の小児医療機関としては、町立病院に小児科を設置している。 夜間初期外来診療は、玉名市の玉名地域保健・医療センターで対応している。 午後10時以降、土・日曜日、祝日の診療は、玉名市の玉名中央病院、荒尾市の荒尾市民病院が対応している。	○緊急時も含めて、さらなる体制の充実と、住民への周知が必要。	○現状維持。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○人権教育の充実		教育委員会
○すべての町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会を目指す観点から、男女がともに家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を、講演会や「広報きくすい」などを通じて啓発している。 ○平成17年2月、県が主催する「人権フェスティバル」が菊水町で開催される。		○講演会、「広報きくすい」を通じた啓発活動を継続して実施する。
○道徳教育の充実		教育委員会
○小中学校では、すべての教育活動の中で道徳教育を推進している。		○週1時間の道徳の時間の充実を図る。
○総合的な学習の時間		教育委員会
○「総合的な学習の時間」の中で、中学校3年生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験学習」を実施している。		○「赤ちゃんふれあい体験学習」を継続して実施する。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

(ア) 確かな学力の向上

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○「まいチャレンジ」「ゆうチャレンジ」テストの実施 ○小、中学校での業者テストの実施 ○総合的な学習の時間での職業体験		教育委員会
○中学生の希望者を対象に「まいチャレンジ」テスト、小学3～6年生、中学生を対象に「ゆうチャレンジ」テストを実施している。 また、業者学力テスト、業者知能テストを実施し、両方の偏差値の分布状況と相関関係を把握している。 ○平成13年度から、総合的な学習の時間での職業体験を実施している。 2年生は、きくすい荘での介護実習、菊水ひまわり園での保育実習、銀河ステーション通所授産施設での障害を持つ人との交流、畜産農家実習をおこなっている。3年生は、きくすい荘で介護実習をおこなっている。		○少人数授業や習熟度別指導などの拡充を図るとともに、児童、生徒の個性を生かしながら個に応じた学習活動を展開する。 ○徹底指導と能動型学習とのめりはりをつけた熊本型教育の展開を工夫し、指導の一層の充実を図る。 ※徹底指導：教科書で学習した基礎的・基本的事項の徹底。 ※能動型学習：教科書で学習した基礎的・基本的事項を確実におさえたところで、考え方に重きを置き、その思考を広げ、深め、進めていく学習。 ○生徒に対しては、学習指導要領に示されている基礎的・基本的事項はもとより、発展的な学習内容にも興味・関心・意欲を持ち、挑戦する喜びや、やり遂げる喜びを味わい、さらに自らを高めようとする態度を養う。 ○教師に対しては、個に応じた指導方法と発展的な学習教材の開発を進める。

(イ) 豊かな心の育成

○通学合宿の実施		教育委員会
○小学4年生を対象に、町の公共施設を宿泊場所として2泊3日の通学合宿を実施している。スタッフにコーディネーター、中学生ジュニアリーダーを配置し、食生活改善推進員の協力により、基本的生活の見直しや共同生活をとおして、相手を思いやる心、生きる力を育む場としている。	○基本的生活の見直しをとおして、生きる力や相手を思いやる心を育むことができるかどうか課題である。	○平成17年度以降も実施している。

(ウ) 健やかな体の育成

○中学校体育授業での運動種目選択		教育委員会
○中学校の体育の授業で、11、12月に運動種目の選択ができる（サッカー、バスケットボール、バドミントン、テニス）。		○現状維持。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○スポーツエキスパート活用事業		教育委員会
○平成15年4月から菊水中学校の陸上部で、外部指導者が指導している。年間24回程度、1回2時間程度指導する。 16年4月からは、野球部でも外部指導者を活用している。 ○菊水中学校陸上部は毎年、玉名郡市でトップクラスの成績を残している。		○事業を継続して実施し、ますますの充実を図る。 ○運動部活動の外部指導者を活用し、学校での体育指導の充実を図る。 ○運動部活動の適正な運営と生徒の心身の発育・発達の特長や指導のあり方に関する研修をおこない、外部指導者の資質の向上と運動部活動の充実を図る。

○健康教育の推進		教育委員会
○小中学校では、健康教育全体計画を策定し、子どもが自主的に健康生活を実践できるよう、保健、体育、給食、安全の4つの特別活動を通じて必要となる知識や技能を植え付けている。		○子どもの健康推進を図り、保健活動を円滑に進める。 ○子どもの個性を大切にし、健康な生活を営むための習慣や態度を養う。

(エ) 信頼される学校づくり

○学校評議員制度		教育委員会
○町内の小中学校で学校評議員制度を導入している。 学校評議員は、校長の推薦によって教育委員会が委嘱する。現在、町では小学校にそれぞれ3人、中学校に5人委嘱している。 校長の求めに応じ、学校の運営に対して意見を述べるというような役割を担っている。学校ごとに学期に1回程度会議を開き、その場で保護者や地域の人の意見を取り入れたり、学校からの情報を発信したりして開かれた学校づくりを進め、学校運営の改善につなげている。	○子ども一人ひとりの個性を尊重した、自ら学び考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことが最も重要である。 ○学校、家庭、地域社会の連携を進めることが必要である。 そのためには学校からの情報提供などをおこない、地域の信頼に応えられるようにすることが必要である。 また、地域住民の意向を把握することも必要。 また、保護者や地域住民が学校運営に協力・参画していく仕組みを検討する必要がある。	○学校と家庭、そして地域とが連携・協力して子どもの健やかな成長を図っていく観点から、学校に学校評議員を置き、教育活動の計画や実施の場面で、保護者や地域の人々の協力を得、また学校の特長を保護者や地域の人々に説明するなどして開かれた学校づくりを一層進めていく。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○教職員の指導力向上のための研修		教育委員会
○町内教職員研修会（5月）、研究授業公開（町内各小・中学校から参加）などで日ごろから、研修の機会を設けている。 ○町研究紀要の発行（年1回）。	○児童・生徒への指導力の向上と、町内教職員の連携のさらなる強化が必要である。	○幼・保・小・中学校の連携の促進を図る町内教職員の研修会を5月に1回実施していたが、今後は夏休みに教科別研修会や幼・保・小・中学校の連携を強化し、子どもを中心に据えた研修の機会を増やしていく。
○学校施設の耐震調査の実施		教育委員会
○学校施設は、地震などの災害発生時に児童、生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている。このため、旧耐震基準により建設された校舎などについて、平成15、16年度で耐震調査を実施し、安心して利用できるよう安全面の確認をおこなった。	○対象となった校舎などの調査結果から、各施設とも老朽化に伴い、部分的な改修が必要になっていることが明らかになった。今後は計画的に施設改修をおこない、整備を図っていくことが必要である。	○調査結果から改修が必要と判断された施設の改修などもおこないながら、今後は、少子化に伴う児童・生徒数の減少で生じた余裕教室の活用も検討し、施設整備を図っていく。
○学校の安全管理		教育委員会
○学校の安全対策については、各学校の立地を踏まえて地域にオープンにし、地域みんなで見守っていく体制をとっている。		○保護者・地域・関係機関との連絡体制を強化し、連携を図りながら安全管理に関する取り組みをおこなう。
（オ）就学における学費などの援助		
○就学援助費制度		教育委員会
○小学校・中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって、就学が困難と認められる小学校児童および中学校生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、給食費、医療費、その他必要な学校費用の援助を実施している。		○現状維持
○奨学金貸与制度		教育委員会
○高校、専門学校、大学などに在学し、経済的理由により修学のための学資の支弁が困難と認められる人に対して、学資金の貸与を実施している。		○現状維持

(カ) 幼児教育の充実

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○町幼・保・小中連絡推進協議会		教育委員会
○平成16年度に、菊水ひまわり園、町内小中学校、教育委員会で連絡推進協議会を発足した。 町の幼保一元施設（菊水ひまわり園）、小学校、中学校が連携を密にし、交流を深め、共通理解のもとで幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な移行を図ることで子どもの成長に資することを目的としている。 事業内容は、各園・各校の情報交換、職員の相互訪問、園児・児童・生徒の交流など。 第1回目の会議で幼保小中連携部会を連絡推進部、連携推進部、交流推進部、評価・調査研究部に分け、それぞれに年間の行動計画を作成し、事業を実施する。	○地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、幼保一元施設、小学校、中学校の連携が必要。また、今まで以上に地域・保護者の協力が必要。	○子どもの成長を地域全体で支えていくために、幼・保・小・中の連携を円滑にし、また、保護者・地域の人々へ情報を提供して協力を得るような体制づくりを図る。 ○平成17年度に、幼・保・小学校連携モデル指定事業を実施する。
○幼稚園就園奨励費補助事業		教育委員会
○幼稚園教育の普及充実、保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園に就園の満3～5歳児の保護者を対象に入園料、保育料の補助を実施している。		○現状維持

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

○子育て理解講座の実施 ○女性学講座の実施 ○家庭教育講座の実施		教育委員会
○きくすい保育園（菊水ひまわり園）で、子育て理解講座を中高生を対象に実施している。 ○女性学講座（読み聞かせ、講演会など）を年5回程度、女性を対象に町公民館で実施している。 ○就学前の児童の保護者を対象に、家庭教育講座を実施している。	○子育て理解講座と子育て支援センターとの機能の整理や役割分担が必要。 ○家庭の学習の機会を増やし、また情報を提供することが必要。 ○犯罪が低年齢化している中で、思春期の子どもを持つ親への家庭教育をどのような方向に持っていくかが課題。	○家庭教育講座と町子育て支援センターとの連携により、地域を含めた子育て支援をおこない、よりよい家庭教育ができるようにしていく。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○子育てサポーターの養成		福祉課
●子育てサポーターは未実施。 ○子育てサークル活動の支援は、町子育て支援センターで実施している。 （（１）ーアー（ウ）ー③の事業〈地域子育て支援センター事業〉として実施〈再掲〉）	○子育て経験者などの「子育てサポーター」としての養成、配置は今後の課題。 子育てサポーターの養成をおこなう場合、子育て支援センターでの取り組みとの整理が必要。	○子育て支援センターを中心に子育て支援をしていく方向で検討する。 ●平成16年度以降、子育てサポーターの養成をおこなうかどうかは未定。

（イ）地域の教育力の向上

○地域子ども教室推進事業（いきいき選択学習）の実施		教育委員会
〈再掲〉		

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○ミニ集会の開催（社会を明るくする運動） ○保護司による中学校訪問・講話		教育委員会
〈再掲〉	○有害な図書などを小学生でも買える状況をどう改善していくかが今後の課題である。	○インターネットなどの使用に際しては、学校教育の中でモラルなどの指導を徹底していく。 ○子どもを取り巻く学校、PTA、地域住民が協力・連携し、安易に有害な図書などを買えない環境をつくるために、「広報きくすい」などによる啓発活動をおこなっていく。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

○町営住宅事業		建設課
●町営南団地、中央団地は現在、計44戸あるが、低所得者を対象にした住宅のため、ファミリー向けに限った住宅の供給、多子世帯向けの優先入居などはおこなっていない。	○現存する中央団地、南団地の老朽化を最小限にとどめ、現在の戸数を確保しなくてはならない。	○現存する中央団地、南団地の老朽化を最小限にとどめ、現在の戸数を確保する。

イ 安全な道路交通環境の整備

○道路改良事業		建設課
○新規に道路改良をする場合は、歩道を新設し、道路交通環境と住民の生活環境の向上を図るよう実施している。	○道路改良で歩道を新設するためには、用地の確保が難しい。 ○また、県道では沿線の移転補償などが障害となり事業への着手が困難である。	○新規に道路を改築する場合は、歩道の新設を計画（案）に入れて検討する。 ○県道については、要望を続けていく。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○道路の危険箇所、改善箇所の把握		建設課
●具体的な事業内容がない。	○危険箇所、改善箇所を把握する必要がある。	○調査などの実施により、危険箇所、改善箇所を把握する。

ウ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化

○歩道の段差の解消		建設課
○ここ数年の道路改良では、車道部と歩道部の境界ブロックを段差なしの身障者用乗り入れタイプとし、生活環境の整備に努めている。 ○また、町道と県道が接するような箇所では、県と協議し、段差の解消などをおこなっている。		○現状の取り組みを推進していく。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレなどの整備

○公共施設の子育て設備整備		福祉課
○役場庁舎内には、ベビーベッド、バリアフリースイートを設置している。	○役場、公民館など、小さな子どもを連れてくる機会が多い場所には、子どもサイズの便器、ベビーベッドなど最低限の設備の設置が必要。	○現状維持。 ○役場、公民館など、小さな子どもを連れてくる機会が多い場所に、子どもサイズの便器、ベビーベッドなどを設置するよう検討する。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

○子育てバリアフリー情報の提供		福祉課
●未実施。	○子育て支援情報の総合的な提供（(1) アー（エ））とあわせて、子育てバリアフリー情報の提供を図る必要がある。	○平成21年度までに情報提供体制を整える（バリアフリーマップの作成など）。

エ 安全・安心まちづくりの推進

○通学路などの防犯設備の整備推進		町民課
○平成15年度には防犯灯を18カ所新設し、夜間防犯防止に努めた。 ○16年度は32カ所に設置する予定。	○平成16年の3月までの3カ月間は、県下市町村別刑法犯罪発生率が1位となっている（主に自販機荒らし、車上狙い、器物破損など）。 犯罪発生数の増加に対して、防犯灯、街灯の整備などが必要。	○防犯灯設置を現状どおり進めていく。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○働き方の見直し		福祉課
●地域企業などの働き方（仕事と生活時間のバランスなど）の見直しの推進については未実施。 ○平成15年度、役場職員、婦人会など34人が男女共同参画フォーラム（荒尾市）に参加した。		○地域の民間企業などと連携し、情報支援（働き方の見直しなど）をおこなう。

イ 仕事と子育ての両立の推進

○（1）―アの事業〈再掲〉		福祉課
〈再掲〉		
○放課後児童健全育成事業（学童保育） 〈（1）―ア―（イ）―①の再掲〉		福祉課
〈再掲〉		

(6) 子どもなどの安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

（ア）交通安全教育の推進

○交通安全対策会議の開催		町民課
○春と秋の年2回、全国交通安全運動にあわせて、町主催の交通安全対策会議を開催し、安全な交通社会のための取り組みについて検討している。 会議は、役場、老人会、婦人会などで構成されている。 また、交通安全運動期間中は、町内の通学路で街頭指導を実施し、子どもの安全の確保、車両に対する安全運転の呼びかけに努めている。		○関係機関との連携を図り、情報を共有し、子どもの交通事故ゼロを目指す。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○交通安全教室の実施		町民課
○町内の菊水ひまわり園、各小中学校などが安全教室を開催する場合、学校などからの要望で玉名警察署講習部（玉名地区交通安全協会）と町担当者が出向いている。子どもたちが楽しく学ぶことができるよう、講話だけでなく、運動場を道路に見立てて危険予測や模擬体験などの「体験型」を多く取り入れてわかりやすさに配慮している。 平成14年度は8回、15年度は8回実施。	○子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう交通安全教室に力を入れる必要がある。	○「実践できる交通安全教室」の実施のために、歩き方、自転車の乗り方、町内の交通事故多発地点・危険予測など、子どもが身近に感じられる教育内容を充実させていく。

○町交通安全協会補助事業		町民課
○親組合である玉名地区交通安全協会の支部負担金と町補助金により、街頭指導や交通安全施設の点検などの活動をおこなっている。		○地域の交通安全と交通マナーの向上および促進の活動をおこなっている玉名地区交通安全協会菊水支部に対する補助を継続し、これまでの取り組みをさらに強化できるよう、町が補佐的役割を担っていく。

（イ）チャイルドシートの正しい使用の徹底

○チャイルドシート普及啓発活動 ○チャイルドシート購入費助成金制度		町民課、福祉課
○広報活動を実施している。啓発資料を配布し、また、イベントおよび街頭指導時にチャイルドシートの着用を呼びかけている。 ○チャイルドシート購入助成金により、利用しやすい環境づくりを推進している。 平成14年度の助成件数は21件。15年度は11件。		○チャイルドシート着用の徹底のため、母子手帳交付時や母親学級などの機会を利用して、着用の必要性や購入費助成制度について周知に努める。

イ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○オフトーク・「広報きくすい」での呼びかけ ○警察の犯罪防止ステッカー配布 ○「防犯パトロール中」ステッカーによる啓発活動		町民課
○地域の防犯関係団体、警察と連携を図りながら、オフトークや「広報きくすい」を通じて住民に犯罪の未然防止を呼びかけている。 ○玉名警察署から犯罪防止のステッカーを預かり、各区に配布している。 ○役場公用車などに「防犯パトロール中」のステッカーを貼付し、啓発を実施している。	○平成16年の3月までの3カ月間は、県下市町村別刑法犯罪発生率が1位となっている（主に自販機荒らし、車上狙い、器物破損など）。 犯罪発生数の増加に対して、住民に対する情報提供が必要。	○「防犯パトロール中」のステッカーを作成し、各区長を通じて住民に配布する。車に貼付してもらうことで、犯罪防止を図っていく。

○町少年補導委員会による防犯パトロールの実施		教育委員会
○町内の警察、少年補導委員、PTA、婦人会などによる防犯パトロールを月1回、第3金曜日に実施している。	○防犯パトロールの回数増加が必要。	○現状維持。

○学校による不審者対策の避難訓練 ○玉名警察署による防犯ベルの配布（小学1年生）		教育委員会
○不審者対策の避難訓練を各学校で年に1回実施している。 ○玉名警察署から4月に、小学1年生に防犯ベルと笛を配布している。	○教職員やPTA、地域の人による不審者への対策や防犯意識の強化が必要。	○教職員やPTA、地域の人による不審者への対策や防犯意識の強化を図る。

○「子ども110番の家」の推進		教育委員会
○現在、町内の理容店8店、ガソリンスタンド6店で「子ども110番の家」を実施している。 ○菊水中央小学校では、「子ども110番の家」と校区内の不審者出没地点、交通事故発生地点などを載せた「中央小安全マップ」を作成し、児童の保護者に配布している。	○理容店とガソリンスタンドが「子ども110番の家」を実施しているが、これについては町全体での推進が必要である。	○町内においての「子ども110番の家」の推進を検討する。

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

○心の相談員配置事業		教育委員会
〈再掲〉	〈再掲〉	〈再掲〉

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ア 児童虐待防止対策の充実

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○母子保健連絡協議会		福祉課
○平成14、15年度とこれまで、母子保健連絡協議会で母子保健計画について検討してきたが、今後は母子保健の推進やケースの検討を実施していく。	○母子保健事業において保健師が虐待の早期発見・早期対応ができるような体制の確立が必要。 ○主任児童員、民生委員・児童委員と保健師の情報交換が必要。また、菊水ひまわり園や各学校との連携が必要。	○母子保健連絡協議会では今後、母子保健の推進やケースの検討を実施していく。 児童虐待に対する問題やケースの検討については、児童虐待防止連絡協議会で対応する。
○児童虐待防止連絡協議会		福祉課
○母子保健連絡協議会を母体に、児童虐待防止連絡協議会を平成16年に設置している。		○児童虐待防止ネットワークを構築することで、関係団体との連携を強め、虐待の早期発見・早期対応および支援能力の向上を図る。 ○児童虐待問題を身近な問題ととらえ、「広報きくすい」での周知、講演会の開催などを検討していく。
○母親学級 ○乳幼児健診、健康相談、1歳児健康相談 ○助産師、保健師、母子保健推進員による訪問 ○地域子育て支援センター ○子育てサークル ○育児相談		福祉課
○毎月1回、母親学級を実施している。 ○乳幼児健診、健康相談、1歳児健康相談を実施している。 ○助産師、保健師による新生児、乳幼児、産婦訪問を実施している。 ○母子保健推進員による妊婦、乳幼児訪問を実施している。 ○仲間づくりのために、子育て支援センター、子育てサークル（にこにこクラブ）の利用の勧めをおこなっている。 ○菊水ひまわり園、福祉課では育児相談を随時受け付けている。	○町外からの転入者の情報を保健師が得にくい。母子保健推進員も各校区に1人ずつ在籍しているが、転入者については情報が分からない。	○民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、保健師といった支援体制について、母子手帳交付時と児童手当、児童医療助成の申請時に、リーフレットなどを渡して住民に紹介し、認知と受け入れの推進を図る。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向

○子育て支援センター、にこにこクラブでの子育て相談対応 ○健診時、健康相談時の子育て相談対応		福祉課
○子育て支援センター、にこにこクラブ、乳幼児健診、健康相談などで子育て相談に対応している。	○相談時間の確保や、相談場所、専門の人材の確保が必要。	○子育て支援センターや民生委員・児童委員の協力を得ながら、児童虐待防止ネットワークの機能強化を図る。

イ ひとり親家庭などの自立支援の推進

○保育所入所の際の配慮		福祉課
○ひとり親家庭（母子・父子家庭）に対する保育料の減免措置をおこなっている。 保育料2階層（非課税世帯）は無料、3、4階層は通常料金。	○保育料3、4階層のひとり親家庭への減免措置がないため、実施について検討する必要がある。	○現状維持。

○母子家庭医療費助成事業		福祉課
○母子家庭に対しては、次の条件で医療費の助成をおこなっている。 ①母親の医療費については、子どもが20歳になるまで。 ②子どもの医療費については、子どもが18歳になる年度まで。		○現状維持

○相談体制の整備・情報提供の充実		福祉課
○民生委員・児童委員を通じた連絡体制をとっている。	○迅速に情報を提供するために、県との連携をさらに強化する必要がある。	○「広報きくすい」への情報掲載と、個人通知の実施を検討する。

ウ 障害児施策の充実

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○妊婦・乳幼児に対する健康診断や学校における健康診断などの推進		福祉課、教育委員会
○妊婦健診券（前期・後期2回分と精密検査券）の発行。 ○股関節健診、3～4カ月、6～7カ月児健診、1歳6カ月児、3歳児健診、2歳児歯科健診の実施。 ○各乳幼児健診の精密検査券の発行。 ○小中学校定期健診。 ○小学校6年、中学校2年血液検査。 ○学校での健診については、貧血検査に加えて生化学検査もおこない、低年齢化しつつある成人病の予防に努めている。 ○年1回、健診が終了した時期に町内の養護部会の養護教諭を中心に、児童生徒とその保護者を対象に、福祉課、教育委員会と一緒に「ハローすこやか大集合」（菊水親子栄養教室）を開催し、町内児童生徒の体の状態や、病気予防についての話や食についての話、料理の実習などをおこなっている。		○現状維持。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、教育支援体制の整備等の一貫した総合的取り組みの推進 ○保護者に対する育児相談の推進		福祉課、教育委員会
○福祉課では、対象児が希望する在宅サービスやリハビリが受けられるように保護者と話し合い、対応している。 ○必要に応じて、地域療育支援センターを利用し、ケアマネジメントを実施している。 ○1歳半・3歳児健診で精神発達の遅れの疑いがある子どもは、有明保健所の精神発達相談、精神発達健診事後指導などを活用し、継続的にフォローしている。 ○就学を迎えた障害のある子どもに対して、就学までに保護者、保健師、教育委員会で何度も協議し、決定していく。その中には、学校訪問、就学会議、巡回就学相談、就学指導委員会などを実施している。 ○ひまわり園との情報交換は、必要に応じて随時実施している。 ○身体および知的障害児の支援費制度により訪問調査を実施し、早期療育を受けられるよう必要なサービスの支給決定を福祉係で実施している。 ○サービスの利用について随時、相談に対応している。 ○就学指導委員会の実施（現在特殊学級に就学中の児童・生徒の現状を確認するとともに、次年度就学予定者、在学者のうち就学指導を要する者について、保護者の意見を受け入れ、今後の取り組みなどについて検討する。年2回程度）。	○サービスをさらに充実させる必要がある。 ○相談に対応できるスタッフのケアマネジメント能力の向上と人材の確保が必要。	○福祉係、保健師、菊水ひまわり園との連携体制について検討する。 ○支援費制度を利用したサービスは、現状を維持しながらさらに推進する。 ○就学指導委員会での結果をもとに、関係機関などとの連絡を密に取り合い、現状が把握できる体制を整える。
○障害児デイサービス事業（就学前・小学生）		福祉課
○町内在住の小学生までの障害児を対象に、発達支援や遊び・運動などをおとしたさまざまなプログラムを提供し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを実施している（支援費制度の障害児デイサービス事業）。		○現状維持。

町の取り組み内容		
施策・事業名		担当部署
現 状	課 題	方 向
○放課後・夏休みデイサービス事業（中学生・高校生）		福祉課
●未実施。		○平成18年度より実施する予定。 ○町内在住の中学生・高校生の障害児を対象にサービスを提供する。 障害児の放課後および夏期休業中にデイサービスをおこなうことにより、児童の健全育成と当該児童の家族の介護負担の軽減を図り、障害児などの福祉の増進に寄与することを目的とする。
○学級運営改善非常勤講師配置事業		教育委員会
○小学校で、指導が困難な学級に複数の教員でのきめ細かな指導を目的として実施している。 町教育委員会からの申請で、県教育委員会から市町村教育委員会に対して非常勤講師を配置するもの。配置の期間は二学期の約3カ月間。 平成15年度から菊水東小学校で実施している。	○期間の設定があるため、年間を通じた実施ができない。非常勤講師の配置がない期間について、どう対処するかを検討が必要である。	○町内4小学校のほとんどが1クラス25人以下の少人数クラスであるが、LD・ADHD・高機能自閉症など教育・療育に特別な支援を必要とする子どもも在籍している。今後このような事業を活用し、適切な教育的支援をおこなう。
○保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れの推進		福祉課
○きくすい保育園で障害児の受け入れを実施している（軽度障害児保育事業として）。 ○放課後児童クラブ「ひまわりサポート」で障害児の受け入れを実施している。	○積極的な受け入れはおこなっているが、保育の困難さがある。	○現状維持。
○各種の子育て支援事業との連携		福祉課
○菊水ひまわり園（保育園、幼稚園、子育て支援センター）と連携をとっている。	○保護者が情報を得ようとするとき、窓口が分からないなどといった困難がある。	○現状維持。

3. 特定 14 事業の目標事業量

特定 14 事業とは、保育・子育て支援事業に関する 14 の事業（市町村が実施に努めることと規定されている児童福祉法第 21 条の 27 の具体的な事業）です。今回の行動計画策定において定量的な目標値設定が求められている事業でもあります。今回の行動計画策定において、それぞれに定量的な目標値を設定しました。

■通常保育事業			
【事業概要】	児童の保護者が仕事の状況や病気などで、昼間その児童を保育することができない場合に、保護者に代わり保育所で通常の開所時間において保育する事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
定員数（人）	152人	160人	対象児童数は減少してきているが、ニーズは高まってきていることから現状維持に設定しました。
■延長保育事業			
【事業概要】	保護者の就労形態の多様化などに伴い、保育所の通常の開所時間を超えて保育する事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	1カ所 6人	1カ所 6人	ニーズ調査の結果、現在の実施内容（午後6時～7時）で対応できることから現状維持に設定しました。
■休日保育事業			
【事業概要】	保護者の就労などにより、日曜日や祝日などにおける家庭での保育が困難な児童について、休日の保育をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	1カ所 2人	1カ所 2人	利用実績などを踏まえて、現状の数値を設定しました。
■放課後児童健全育成事業			
【事業概要】	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などを利用して学童クラブを設置し、授業終了後に子どもを預かる事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	1カ所 25人	1カ所 25人	現状の規模において、事業の充実を図ることとしました。

■乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型・病後児保育）			
【事業概要】	保育所へ通所中の児童などが病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院などに付設された専用スペースにおいて看護師・保育士などが保育をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	0カ所 2人	0カ所 2人	玉名市にあるレインボールームで本町も含めた広域展開が実施されています。利用実績などを踏まえて、現状維持に設定しました
■一時保育事業			
【事業概要】	児童の保護者が仕事の状況や病気などで、家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要な場合、保育する事業です。（週3日程度）		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	1カ所 2人	1カ所 2人	ニーズ調査の結果、また利用実績を踏まえて、現状の数値を設定しました。
■地域子育て支援センター事業			
【事業概要】	家庭における育児不安の解消や子育てサークルなどの育成・支援をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所）	1カ所	1カ所	現状の規模において、事業の充実を図ることとしました。

※このほか、特定 14 事業のうち「夜間保育事業」「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）」「乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型・病後児保育）」「特定保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」「つどいの広場事業」は、いずれも実施事業量がなく、ニーズ調査結果と子育て家庭の状況などを踏まえて目標事業量を設定していません。

4. 計画を推進する体制の整備

（１）住民参加による計画の推進

本計画を推進するためには、住民のみなさんの理解と参加が必要です。このため、この計画に関する情報を共有できるようにします。

毎年１回、本計画の進捗状況などを広報誌やホームページなどに掲載し、住民のみなさんに分かりやすく周知するとともに、さまざまな意見や要望などが容易に発せられるような、住民参加による推進体制を構築します。

（２）“次世代育成支援行動計画推進委員会”の設置

本計画は、住民のみなさんの参加を得て、出来上がった計画です。引き続き、住民参加による「菊水町次世代育成支援行動計画推進委員会（仮称）」を設置したいと考えています。委員会では、取り組みの進捗状況などの報告を定期的におこない、評価や意見をいただきながら、施策・事業の推進や計画の見直しなどを実施していきます。設置時期、委員の構成をはじめとする委員会の運営内容については、町合併の動向を踏まえた上で検討します。

（３）庁内の推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、庁内の関連部署で「菊水町次世代育成支援行動計画庁内推進部会（仮称）」を組織し、全庁的な体制のもとに、施策・事業を進めていきます。

あわせて、警察署や児童相談所、地域団体などの関係機関との連携をさらに強化して、総合的に取り組んでいきます。

資 料

□関係者一覧

—— 菊水町次世代育成支援行動計画策定委員会 名簿 ——

No.	委員会役職	関係機関等	役職名	氏名
1	委員長	障害福祉	精粹園施設長	青木 榊
2	副委員長	幼稚園・保育園	ひまわり幼稚園園長	菅原 秀一
3		幼稚園・保育園	きくすい保育園園長	溜渕 泰子
4		幼稚園・保育園	菊水ひまわり園保護者代表	坂口 清一郎
5		学識経験者	菊水町議会総務委員長	多賀 勝丸
6		学識経験者	菊水町議会厚生委員長	杉本 和彰
7		商工	商工会長	池田 聰明
8		民生(児童) 委員	主任児童委員	田中 都
9		民生(児童) 委員	主任児童委員	舩津 美智子
10		学校教育	教育長	相澤 紘一
11		学校教育	小学校校長代表	村上 春二
12		学校教育	菊水町PTA連絡協議会会長	高木 修治
13		社会福祉	公民館長	戸上 秀則
14		社会福祉	教育課長	木原 道代
15		母子保健福祉	福祉課長	徳永 宣久

順不同、敬称略

—— 菊水町次世代育成支援行動計画庁内部会 ——

菊水町役場福祉課、教育委員会、町民課、建設課、経済課

—— 事務局 ——

菊水町役場福祉課

子育て関係連絡先一覧

名 称	住所または相談機関	電話番号 (0968)
菊水ひまわり園	菊水町大字前原285-1	86-5655
・私立きくすい保育園	菊水町大字前原285-1	86-5655
・私立菊水ひまわり幼稚園	菊水町大字前原285-1	86-5655
菊水町子育て支援センター「ピノキオ」	菊水ひまわり園内	86-5655
学童保育「ひまわりサポート」	菊水ひまわり園内	86-5655
菊水町立菊水中央小学校	菊水町大字江田2892	86-2039
菊水町立菊水東小学校	菊水町大字岩尻1047	86-2057
菊水町立菊水西小学校	菊水町大字長小田360	86-2189
菊水町立菊水南小学校	菊水町大字用木472	86-2078
菊水町立菊水中学校	菊水町大字江田4250	86-2004
子育て支援情報(母子保健、保育所関係)	菊水町役場福祉課	86-3111
子育て支援情報(学校教育、幼稚園関係)	菊水町教育委員会	86-3131
子育て支援情報(社会教育関係)	菊水町公民館	86-2022
児童相談	菊水町社会福祉協議会主任児童委員	86-4506
知的障害者更生施設 精粋園	菊水町大字萩原1172	86-4335
児童ディサービスセンター あおぞら	菊水町大字江田3105	75-8350
知的障害者授産施設(通所) 銀河ステーション	菊水町大字江田10-1	86-5557
玉名警察署江田駐在所	菊水町大字江田4372-1	86-2041
玉名警察署内田駐在所	菊水町大字内田1994-2	86-4490
菊水町商工会	菊水町大字瀬川3613-1	86-2127

病院

菊水町立病院	菊水町大字江田4040	86-3105
菊水町健康管理センター	菊水町大字江田4040	86-3696
玉名地域医療センター	玉名市玉名2172	72-5111
公立玉名中央病院	玉名市中1950	73-5000
荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600	63-1115

歯科

福田歯科医院	菊水町大字江田149-5	86-2052
渡辺歯科医院	菊水町大字江田4348-2	86-3917

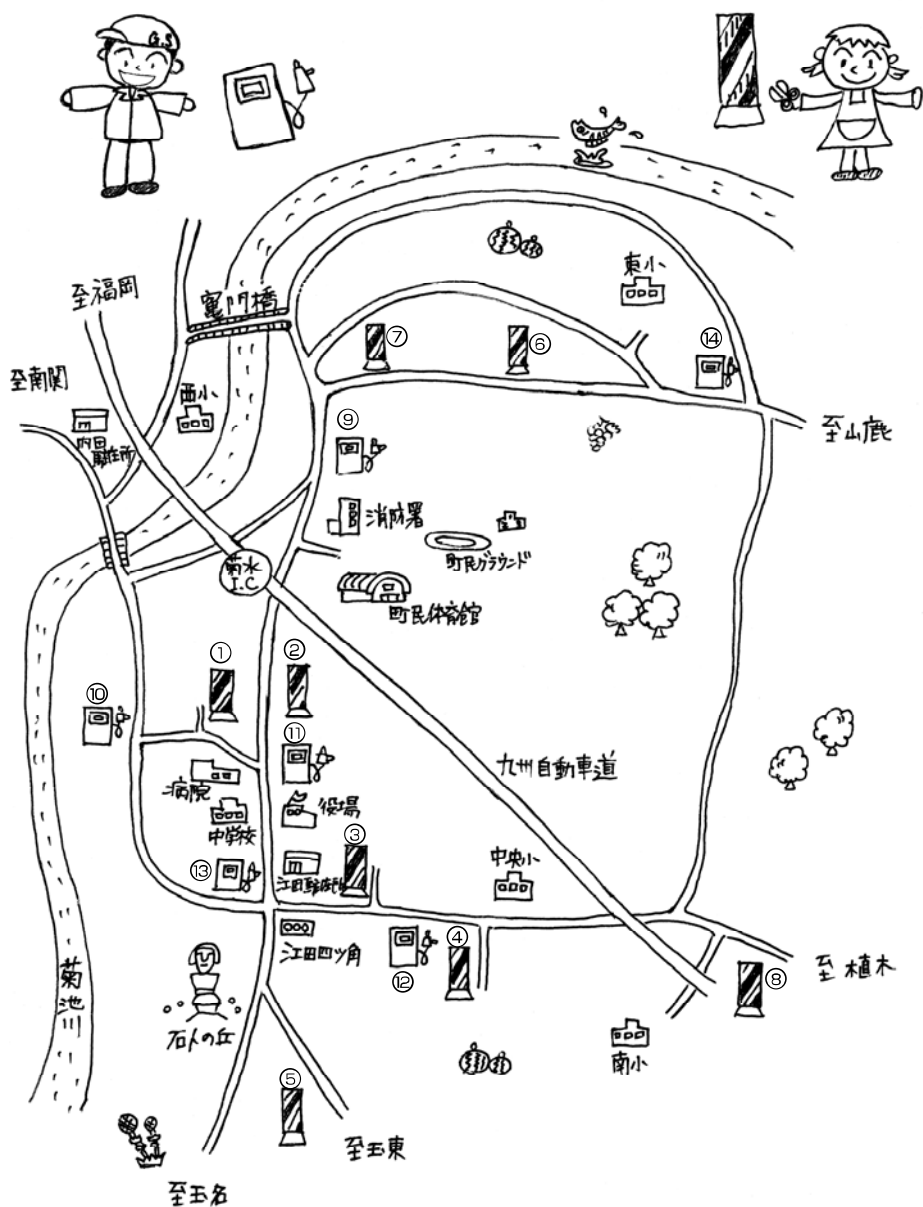
子ども110番の家(店)

理容店	
① 豊後理容	菊水町大字原口
② ヘアーサロン佐藤	菊水町大字原口
③ キング理容	菊水町大字江田
④ カットハウスカズハ	菊水町大字江田
⑤ 寺本理容	菊水町大字瀬川
⑥ 橋本理容	菊水町大字岩尻
⑦ 理容水上	菊水町大字久米野
⑧ 高木理容	菊水町大字萩原

ガソリンスタンド・給油所	
⑨ JAたまな前原SS	菊水町大字前原
⑩ 福丸	菊水町大字原口
⑪ 菊水石油	菊水町大字江田
⑫ 西川モータース石油	菊水町大字江田
⑬ 小林石油	菊水町大字江田
⑭ 木部石油	菊水町大字焼米

※ ①～⑭は地図掲載箇所

■菊水町「子ども110番の家」マップ



菊水町次世代育成支援行動計画
菊水町子育て応援プラン

発 行 菊水町
熊本県玉名郡菊水町江田 3886
電話 0968-86-3111

編 集 菊水町福祉課

発行日 平成 17 年 3 月



★表 4★

町章＋菊水町